

社労士



ふくしま



いわき市沿岸部（左からいわきマリンタワー・薄磯海岸・塩屋崎灯台）
撮影：中目敏雄会員・吉田昌樹会員

- 令和2年度第43回定時総会について
- 委員会活動・各種事業の取り組み
- コロナ禍における取り組み

福島県社会保険労務士会



NO. 114

2020 / September

社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやしくも信義にもとる行為をしてはならない。

5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後も守秘の責任をもたなければならない。

*** CONTENTS ***

会長挨拶.....	3	情報・一番	
令和2年度第43回定時総会.....	5	・コロナ禍における取り組み	23
委員会活動.....	12	・関係機関の職員名簿	27
各種事業活動.....	15	新入会員紹介.....	31
第2回研修会.....	20	支部だより.....	33
リレー随想.....	22	会員異動状況.....	37
		編集後記.....	39

表紙説明

「いわきマリンタワー」

国際港「小名浜港」の東部の三崎公園内の展望塔で海拔106mの展望室からいわき一円を一望でき、屋上「スカイデッキ」からは360度の大パノラマが広がる。

「薄磯海岸」

塩屋崎灯台の北側に位置する白砂の美しい海岸で、いわき市の代表的な名所として夏は海水浴、初日の出など家族連れや若い方に人気。東日本大震災後、護岸工事と共に海岸線が整備された。

「塩屋崎灯台」

1899年（明治32年）12月15日灯火、登ることのできる珍しい灯台。木下恵介監督映画「喜びも悲しみも幾年月」（昭和32年松竹映画）のモデルとなっており、美空ひばりの「みだれ髪」にも歌われている。





会 長 挨拶

福島県社会保険労務士会

会 長 宍 戸 宏 行

「社労士ふくしま」の発行にあたりご挨拶を申し上げます。

この原稿を8月上旬に書いていますので、発行される9月15日ごろは新型コロナ禍の状況がどのようになっているかわかりませんが、今年度の事業についてはいろいろな状況に対応できるように理事はじめ執行部が様々な知恵をだしながら進めていく所存です。

まず、事業計画の大きな柱である研修会がありますが、月間情報発行の際に会長メッセージでもお伝えしているように北海道・東北地域協議会の研修は、今年はすべて中止となりました。しかしながら本会の研修はいろいろ工夫をしながら年3回の研修は実施したいと思います。ただ、新型コロナ禍の収束が見えない中従来の集合研修は難しいためにウェブによる研修を実施する予定です。ただし、ウェブ環境のない会員のための配慮は考えたいと思います。できればライブ配信と同時に期間を限定して県会ホームページにもアップし、研修開催当日受講できなかった会員にも視聴できるようにと考えています。一方そのためには十分なセキュリティーが担保されなければならないのでそのあたりも知恵を絞りたいと思います。必須研修である倫理研修について今年度は連合会主体でeラーニングを中心に進める予定です。

総合相談所主催の研修も同様にウェブでの研修を考えております。

・昨年12月に実施した企業向けの「働き方改革セミナー」も実施する予定ですが、こちらは

ウェブ配信も考慮しながら三密防止を十分考えたセミナーを考えていきたいと思っております。相談所の正副所長会議で十分議論したいと思っております。

他方も一つの柱である広報については7月の広報委員会で議論していただきましたが、マスメディアを十分に活用した広報を展開する一方セキュリティー対策を担保した全面リニューアルのホームページを利用し内外の広報を展開します。

さて、今回の新型コロナ禍における対応であります。今年3月3日に福島県との災害協定に基づきホットラインを設け、さらに5月からは県内8つの自治体の要請を受け相談会を設置し、さらに県会主催の相談会を県会事務局内といわき市に設置いたしました。ホットラインには210件を超える相談、自治体からは170件の相談を超える相談会を実施しました。県会主催の相談会も約40件に達しており（いずれも8月10日現在）今後はZoomを利用した相談会も含めホットライン同様引き続き実施していく予定です。会員皆様のご協力をお願いいたします。雇用調整助成金をはじめとした申請手続きも最大の社会貢献との認識のもと使命感をもってこれまで同様合わせてお願いするものです。

東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故より今年度で10年という節目になります。相談については総合相談所をはじめとして引き続き各相談は継続してまいります。ただ復興講演会については、今年度の10年を節目に来春（予定）開催を最後に一定の貢献はできたと

思いますので、総会の挨拶で申し上げた通り講演会は終わりにしたいと思います。

その他の社会貢献においては平成15年より行っているワークルールセミナー、平成30年より開催している障がい者等への支援セミナーについては、昨年同様依頼に応じて実施いたしますのでこちらもご協力をよろしくお願いいたします。また、がん治療者等にかかる就労支援事業についても昨年度相談事例集を作成しましたが、十分活用できるよう引き続き支援を続けていきます。

最後になりますが、連合会は『Beyond

CORONA』社労士 変わりゆく世界 変わらぬ使命』と今後のコロナ後の社会を見据えた我々社労士の使命を掲げています。我々社労士に課せられた使命はますます大きくその責任は重いものと認識しなければならないと思います。第9次社労士法改正の根幹は、社労士法第1条の目的規定を使命規定に改正することです。これからの新しい時代を社労士が切り開いていくという使命感を一緒にもちながら福島県社会保険労務士会の発展と会員皆様のご隆盛を祈り会長挨拶とさせていただきます。





令和2年度第43回定時総会について

熊谷輝明 (郡山支部)

令和2年7月10日(金)「ビッグパレットふくしま」において福島県社会保険労務士会令和2年度第43回定時総会が開催されました。

当初は、東京五輪聖火リレー出発地であるJヴィレッジでの開催でしたが、新型コロナによる影響により変更となりました。

席と席の間隔にスペースを設け、参加者全員のマスク着用を必須、長時間をさけるためのスムーズな議事進行、さまざまな対策の実施、昨年も定時総会へ参加させていただきましたが違う環境でした。

定時総会は、午後1時30分に開会の辞で開会となり、物故会員等に対する黙祷をささげ、新型コロナ渦に対する雇用調整助成金を中心とした業務、業務研修および倫理研修の開催の課題、働き方改革推進支援事業の2年目についての説明などの宍戸会長の挨拶がありました。

次に祝辞披露、表彰、議長団の選任・承認、議事録署名人の選任および書記指名、資格審査発表と議事日程の確認が行われ議事に入りました。

第1号議案令和元年度事業報告書承認に関する件、第2号議案令和元年度決算報告書承認に関する件、第3号議案監査報告書承認に関する件の各議案について、理事会より報告と説明がなされ、賛成多数で承認されました。

第4号議案は、諸規程一部改正(案)に関する件、同様に理事会より改正(案)の説明がなされ賛成多数で承認されました。

第5号議案令和2年度事業計画(案)に関する

件、第6号議案令和2年度収支予算(案)に関する件、第7号議案特定預金支出に関する件について理事会より説明と宍戸会長から具体的な事業計画と方針について考えが示され、賛成多数で承認されました。

全体的な質疑応答として、雇用調整助成金業務にあたっての社労士の責任についての意見があり、宍戸会長が政府(厚生労働省)の見解を説明しました。

全国社会保険労務士会連合会総会代議員の件について、理事会より代議員の説明がありました。すべての議事が終了し、議長団を解任し、閉会の辞が述べられ、午後3時30分に総会は無事閉会となりました。

若干の休憩を挟み、福島県社会保険労務士政治連盟第40回定期大会が開催されました。

吉田昌樹政治連盟会長より雇用調整助成金の拡大など政治の説明と挨拶がありました。議事については、スムーズに進行され午後4時30分には終了しました。

感染防止対策3つの基本【身体距離の確保、マスクの着用、長時間の回避】を重視した会場設営や運営、密(集、接、閉)を避ける工夫など、事務局をはじめ理事会の皆様におかれましては、大変な苦勞があったのではないかと思います。お疲れさまでした。

来年は、新型コロナが収束し、たくさんの会員に参加していただき、活気ある福島県社会保険労務士会定時総会の開催になればと願っております。

定時総会、定期大会を通じ、議案書に記載されているたくさんの事業、活動内容を見るにつけ、現在執り行っている事業は福島県社会保険労務士会の過去から現在に至る会員の皆様、諸先輩方の実績の積み重ねと財産だと感じております。私自身も微力でありながら県会運営のお役に立てるよう努力してまいりたいと考えてい

ます。

最後に過去に経験したことのない状況の中、新型コロナ対策の労務管理をどのようにしていくのか、社会保険労務士としてどんな提言と助言を企業にしていくのか、私たちに負託された使命はとても大きいと思います。



大原副会長の司会により中目副会長が開会
マスク着用、机1台に1名掛けでソーシャルディスタンス



宍戸会長挨拶
演台、議長団の前にはアクリルボードを設置



議長団：久井貴弘会員（郡山支部）、佐藤洋一会員（会津支部）

第43回定時総会



総会会長挨拶

会長 穴戸 宏 行

皆さんこんにちは。本来であれば先月檜葉町にて2020オリンピックの聖火ランナースタート地点のJヴィレッジにおいて総会を開催し、翌日は、東電の廃炉資料館等の視察という予定でございましたが、新型コロナ禍により取りやめ、来賓のご招待はせずに懇親会も自粛するという規模を大幅に縮小しての開催となりました。

このような状況の中、本会においては、3月3日に雇調金を中心とした新型コロナ禍に対するホットラインを設け、災害協定に基づき、県の雇用労政課、労働局、そして9つの市に対してホットラインの設置を周知してもらいました。7月9日現在193件の相談件数を受けております。また、県内の市町村においても相談会を設置してもらい特に雇調金を中心に開催してきました。さらに本会といわき市においても相談会を設け県内全域に広げ、使命感をもって中小企業に対しその対応にあたっているところです。

これからは、製造業、運輸業といった業種の企業に新型コロナ禍による雇用調整の影響が出てき始めていると聞いております。この雇調金の業務は、社労士の独占業務であります。繰り返しになりますが、重ねて使命感をもって業務にあたっていただければと思います。加えて、6月12日の2次補正予算によって、医療関連、特に新型コロナ禍に対する感染予防、そこで働く医療従事者等に対する助成金、慰労金等の申請が今後開始されます。申請先は福島県国民健康保険団体連合会のようなのですが、これらの業務に対しても社労士がしっかりサ

ポートしていただきたいと思います。いずれにせよ第2波第3波と懸念され長期戦になることは必至であります。会員皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

さて、今年度の事業についてですが、一番懸念されることは、業務研修であります。総会終了後すぐに業務委員会を開催し、どのような形で研修会を開催するか、また、昨年度中止になった倫理研修を今年度と合同で開催予定ですが、こちらもどのような形で実施するのか、早急に決めていかなければなりません。今月の21日連合会の倫理委員会が開催される予定ですので、その中でも議論する予定です。また、今年度も「働き方改革推進支援事業」を労働局より委託いたしました。働き方改革も実質2年目に入り、いよいよ中小企業の同一労働同一賃金実施に向け具体的に示していかなければなりません。社会貢献事業については、東日本大震災より今年度は10年目の節目に当たります。支援事業は継続していきます。復興講演については、6月の予定を新型コロナ禍により延期としましたが今年で一つの区切りとしたいと思います。

過去に経験したことのない状況の中で、新型コロナ禍後の労務管理をどのようにしていくのか、社労士としてどんな提言をしていくのか、我々に負託された使命はとて大きいと思います。会員皆様の英知を集めてこの状況を乗り切っていきたいと存じます。重ねて皆様のご協力ご理解を心よりお願い申し上げます。会長挨拶といたします。本日はよろしくお願いいたします。



祝 辞

福島労働局長 岩瀬 信也

本日ここに、福島県社会保険労務士会の令和2年度第43回定時総会が開催されますことにつきまして、心からお祝い申し上げます。

宍戸会長をはじめとする役員の方々、本日御出席いただいている会員の皆さまには、日頃より労働行政の推進に当たり、多大な御理解と御協力をいただいておりますことに、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されたことに伴い、福島県内においても社会・経済活動が再開されておりますが、感染のリスクがなくなった訳ではなく、新しい生活様式の中での取組みが必要とされているところです。

福島労働局におきましても、引き続き、特別労働相談窓口において、新型コロナウイルス感染症関連の労働相談にきめ細やかに対応しつつ、休業を余儀なくされた事業主の支援のため、雇用調整助成金の早期支給に、労働局全体で取り組んでおります。

福島県社会保険労務士会の会員の皆様にも、雇用調整助成金に係る手続きにおいて、不慣れな中小・小規模事業者の相談支援に御協力いただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

また、働き方改革はますます重要となっており、現在、福島労働局として最重点に取り組んでいる課題が、働き方改革を中心とした「魅力ある職場づくりの推進」であ

ります。

働き方改革に関連する法改正として、本年4月から、中小企業にも労働基準法の時間外労働の上限規制が適用されるとともに、パートタイム・有期雇用労働法及び改正労働者派遣法が施行され、6月には、大企業にパワーハラスメント防止措置を義務とした改正労働施策総合推進法が施行されました。長時間労働の是正、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保、労働者の事情に応じたテレワーク等の多様で柔軟な働き方を選択できる働きやすい社会の実現等が、より求められております。

この働き方改革推進の一翼を担う福島働き方改革推進支援センターにつきましては、今年度も福島県社会保険労務士会に受託させていただいてきました。課題を抱えた中小企業・小規模事業主等に対するきめ細やかな相談援助などを行っていただき、着実に実績を上げていただいているところです。福島労働局といたしましては、引き続き、センターとともに取組を進めつつ、福島県社会保険労務士会とも、「新生ふくしま『人を大切にする企業づくり』・『魅力ある職場づくり』推進連携協定」に基づき、働き方改革の推進のため、連携を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

このほか、福島労働局のもう一つの最重点施策として、東日本大震災からの復興支援がござります。福島県の復興に向け、数多くの方が福島第一原子力発電所の廃炉

作業、除染作業、汚染土壌等の搬入・搬出業務及び中間貯蔵施設における事故由来廃棄物の処分業務等に従事しておられます。これらの労働者の安全や健康と労働条件の確保のための対策を推進していくこととしておりますので、会員の皆様におかれましては、御理解と御協力をお願い申し上げます。

今後も、福島を持続的な復興・再生のため、福島労働局、労働基準監督署、ハローワークの職員が一丸となって、全力で労働施策を推進してまいりますので、労働関係

法令及び労務管理の専門家として、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、福島県社会保険労務士会の今後ますますの御発展と、本日お集まりの皆さまの御健勝を心より祈念申し上げます。お祝いの言葉とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございます。

令和2年7月10日



祝 辞

全国社会保険労務士会連合会

会 長 大 野 実

福島県社会保険労務士会令和2年度通常総会の開催にあたり、ご挨拶申し上げます。

日頃より、宍戸会長並びに役員をはじめ会員の皆様方には、連合会の会務運営に多大なるご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大は、内外の社会経済活動に深刻な影響を与えており、世界経済は、戦後最大の危機に直面し、我が国経済も大幅に下押しされ、国難ともいべき厳しい状況にあると言えるでしょう。

しかしながら、今回の世界的な新型コロナウイルスの感染症問題は、私たちが、普段当たり前に暮らしている日常生活、社会の骨組み・在り方と、これを支える基盤の大切さについて改めて再考し、向き合うことを要請されているようにも思えるところ

です。

政府においても、緊急経済対策として財政・金融・税制等あらゆる政策手段を総動員するなかで、雇用調整助成金の特例措置をはじめとする雇用維持・事業継続への対策を講じており、各自治体の施策も含め、多くの事業者がその活用を切に必要としているところであります。

我が国の経済活動の中核を成す企業の経営が、企業規模の大小にかかわらず、この厳しい状況を力強く乗り越えていくためには、労務管理の実務に精通した社労士による、柔軟できめ細かな助言・支援が不可欠であるといえます。

今回の感染症による異常な日常生活の状況下でも、恐怖に正面から立ち向かってくださっている医療関係者の皆さまの命がけの奮闘を始め、交通・物流、生活必需品の

継続的販売等、様々なところで平時に変わらず社会生活のインフラを黙々と支えて下さっている方々があります。この方々のご努力に衷心からの感謝を捧げると同時に、私共社労士も、社会的基盤である労働・社会保険分野の専門家としてお役に立つべく、今こそ全国43,000人の会員が、これまでに蓄積してきた社労士の知見を発揮し新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けたさまざまな取り組みを強い使命感をもって推進していかなければならないと決意するところであり、皆様におかれましては、是非とも関与先企業などへの積極的な相談対応等のご支援を行っていただきますようお願い申し上げます。

令和2年度において、連合会ではこうした状況を踏まえて事業展開を図るとともに、引き続き、デジタル化に象徴される事業環境の急速な変化と新たな局面に対応した社労士モデルを構想しつつ、社労士法改正を含め、社労士制度が更なる発展を遂げるために必要とされる諸施策を講じていくことと致します。

まず、デジタル化推進に関する事業については、政府が掲げる事業主の行政手続の煩雑さとコスト削減に向けた各種手続の電子化の徹底等の施策に適切に対応するため、デジタル化推進本部を中心に都道府県会と連携し、社労士業界を挙げた取り組みを進めて参ります。

働き方改革推進支援に関する事業については、関連法が順次施行される現況において、働き方改革推進本部の活動を軸に、社労士業務の認知度の更なる向上と実務能力の増強等を図って参ります。

業務開発に関する事業については、企業経営における労務コンプライアンス状況や人材配置の適正性に関する「経営労務監

査」を社労士業務として確立するための検討を進めるとともに、適正な労務管理に取り組む企業を認証する「社労士診断認証制度」及び企業がその情報を発信できるサイトの運営を行うなど職域拡充に資する事業を展開することと致します。

また、一昨年署名した「国連グローバル・コンパクト」及び社労士が関与するSDGsの取り組みについて、普及促進を図るための事業を推進して参ります。

さらに今年度から、社労士及び社労士制度を取り巻く環境等について、基礎的な情報をデータとして蓄積、統計的に整理し、潜在する様々な課題への取り組みに活用するため、「社労士白書」の定期的な発行に取り組んで参ります。

同時に、社労士の使命を果たすための業務能力を涵養すると共に、これからの職域を意識した新しい業務に関する研修など、研修大綱の策定及び単位制研修の導入等、専門性の担保として外部から評価され得る新たな研修制度の創設について検討を進めてまいります。

連合会においては、引き続き、社労士が人の「心」に寄り添い、「人を大切にする企業」づくりを支援し、ひいては「人を大切にする社会」の実現が図られるよう、貴会及び貴会会員の皆様のご協力のもとに、各種事業を展開して参りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、貴会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、ご多幸を心よりご祈念申し上げます、私のご挨拶と致します。

令和2年7月10日

令和2年度表彰者名簿 (順不同)

会 員 表 彰

昭和55年度入会者 (40年該当) 6人

(福島支部) 佐藤伸一郎
 (郡山支部) 渡辺 勝善
 (会津支部) 馬場 洋一
 (いわき支部) 大和田 宏 菅原 寛
 根本 久男

平成2年度入会者 (30年該当) 3人

(福島支部) 広瀬 充昭
 (郡山支部) 石塚 忠晴
 (会津支部) 皆川恵美子

平成12年度入会者 (20年該当) 7人

(福島支部) 菅野 博康 村山 敦子
 渡邊 康志 渡邊 浩美
 (郡山支部) 菅野 甚広
 (会津支部) 板橋奎一郎
 (いわき支部) 細谷 克則

平成22年度入会者 (10年該当) 8人

(福島支部) 白岩 裕和 丸川 潤
 諸橋千恵子
 (郡山支部) 相樂 達也 三瓶 博光
 (会津支部) 佐藤 洋一
 (いわき支部) 北村 巧 塩澤 龍造

役 員 表 彰

(表彰規程第2条第2号 県会理事・監事・
 支部長通算3期以上)

(福島支部) 菅野 浩司
 (郡山支部) 瀬尾 征秀
 (相馬支部) 蓬田 信一
 (白河支部) 武田 昌之

物故者の顕彰

(表彰規程第4条 15年以上の永年会員)

(福島支部) 立島 孝

退会者の顕彰

(表彰規程第4条 15年以上の永年会員)

(福島支部) 堀川 弘
 (郡山支部) 鈴木 正美 田母神 稔
 (いわき支部) 小野 好郎
 (相馬支部) 山岸 安博

事務所職員表彰

(表彰規程第2条第3号 5年毎永年勤務)

〈10年該当〉

(福島支部) 阿部労務管理事務所
 遠藤 温代
 石川 和男

〈5年該当〉

(福島支部) 宗川労務管理事務所
 安齋 淳子
 (いわき支部) あすか社会保険労務士法人
 日野 俊輔
 (相馬支部) 浜通り社会保険労務士法人
 久米本まり



委員会活動



総務委員会

総務委員長 草野 智正 (相馬支部)

新型コロナウイルス感染拡大の影響があったものの、会員の皆様と事務局の尽力により、第43回定時総会が無事開催されました。当委員会では、総会において承認頂いた事業計画及び予算に基づき、円滑かつ状況に応じた柔軟な事業を運営し、適正な予算を執行します。

今後、各委員会のオンラインミーティングの活用等、「ウィズ・コロナ」を視野に入れた事業運営が想定されます。そうした環境の変化に対応した各種制度等の整備促進に、委員会として積極的に協力します。

多くの実施校より高い評価を頂いている「ワークルールセミナー」の開催について、教育現場における行事日程の正常化にあわせ、行政機関・各校の協力を仰ぎつつ、セミナー実施の働きかけを行います。さらに、大学等の高等学校以外の教育機関に対しても、学校訪問等を行い、セミナーの実施に向けた協力要請を推進します。

また、障害年金を主なテーマとして支援学校等にて実施している「発達支援等セミナー」は、年金制度のわかりやすい解説により受講された方から好評を得ており、さらに、セミナーを通じて年金の専門家としての社労士の存在意義と役割を周知できることから、本年度も関係機関との連携を図りつつセミナーの実施を推進・支援します。

自治体や各行政機関等との協力関係の拡大、増加傾向にある災害対応、受託事業の増加等により、事務局の重要性が高まるとともに、業務量も増えております。県会業務の健全な運営のため、事務局における就業環境の改善や、業務負担の軽減も視野に入れた効率化等、今年度も引き続き課題解決に努めます。

社労士の地位向上と業務拡大に貢献できるよう、委員会を運営します。今年度もご協力ご支援のほどよろしく願いいたします。



業務委員会

～令和2年度委員会活動について～

業務委員長 加藤 和志 (いわき支部)

新型コロナウイルスの影響により、昨年の中頃と比べると生活は一変しました。感染拡大は一向に収まらず、今年の冬に向かって新たな流

行も懸念されているところです。

業務委員会では、例年通り年間3回の研修会を計画しておりますが、従来のような研修会の

実施が困難な状況となっています。令和2年度は、会員の皆様が安全に、安心して研修を受講していただくため、Webでの研修に取り組んで参ります。(webでの研修が困難な会員の方にも配慮致します。) なにぶん初めてのことばかりで、不手際もあるとは思いますが、会員の皆様にご理解をいただき、研修体制を作りたいと考えております。内容としましては、昨年から継続したテーマとして“働き方改革”に関する研修を中心に、人にやさしい企業づくり、人間力向上のための研修の他、コロナ禍における労務管理について等、時節に応じたテーマも企画しています。

新入会員研修は、対象者が少人数であるため、新型コロナウイルスに十分に配慮し、また時間を短縮して(1日で終了)実施する予定と

なっています。

昨年度(令和2年3月開催予定を延期)行う予定でした倫理研修につきましては、今年度対象の会員の方と合同で行うこととなりますが、連合会の方針に沿って、eラーニング中心の研修となります。詳細につきましては月間情報等でお知らせ致します。該当年度の会員の方は忘れずに受講をお願い致します。

昨年度初めて行った、試験合格者説明会(令和2年1月開催)は、参加者から大変好評をいただきましたので、今年度も引き続き開催を予定しております。

業務委員会では、より柔軟な研修会の在り方も検討しているところです。会員の皆様からのご意見も随時お待ちしております。本年度もよろしくお願い致します。



広報委員会 ～委員会の取り組みについて～

広報委員長 吉田昌樹(いわき支部)

今年度の当委員会の取り組みにつきまして、7月に開催されました県会の定時総会にて、骨子が承認されましたので、次の通り概要をお知らせ致します。

1. 新聞やラジオ等マスメディアの積極的な活用により、次の点を広くPRします。
 - (1) 「人を大切にする企業づくり」をサポートすること
 - (2) 社労士活用の有用性の理解促進と認知度を向上させること
 - (3) 社労士会・各支部の事業や委託事業等を含め、国民や事業主等に対し積極的に社会

貢献を展開すること

2. ホームページの全面リニューアルにより、次の点を実現します。
 - (1) コンテンツ管理システム(CMS)を最新の契約に見直し、脆弱性の改善を図ること
 - (2) サイト全体を暗号化対応とすることでセキュリティを向上させること
 - (3) 内容の充実化を図り、会員の利便性向上や多種多様適時な情報を公開すること
 - (4) スマートフォンやタブレット端末での視認性や操作性を向上させること

なお、全面リニューアルにあたっては、現

行のホームページを作成した業者を含め計4社から提案をいただきました。広報委員会で各社提案内容を精査し、委員会としての素案を理事会に提案、協議いただいた結果、他県会のホームページ作成の実績があり、予算と

照らしその内の1社に決定しました。新型コロナの影響で県会総会の開催が1カ月遅れたこともあり、現時点で新しいホームページに移行できるのは、年明けの今年度内となる見通しです。どうぞご期待ください。



デジタル化推進委員会

デジタル化推進委員長 佐川 弘 行 (福島支部)

現在、連合会においては、令和2年度事業計画でデジタル化推進本部が新設され、事業費も重要施策として前年比倍増の1億4,100万円となっております。

その為、連合会事務局の組織の名称に合わせ、当委員会名称についても電子化推進特別委員会から「デジタル化推進委員会」に改正することとし、職務についても連合会デジタル推進課の分掌の中から関連するものを引用することとしました。

加えて、細則の変更についても委員会名称及

び委員会細則を改正することを理事会に提案致しました。

今年度の事業計画ですが、従来の電子証明書のほか「GビズID」(経済産業省が提供する、1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証サービス)を活用した電子申請の本格的開始に伴い、会員の皆様への情報提供並びに研修会を開催したいと考えております。

ひいては、当委員会の事業活動を、会員の皆様方のデジタル化推進の一助として頂ければ幸いです。



働き方改革労務監査推進委員会

働き方改革労務監査推進委員長 榎田 哲 士 (会津支部)

労務監査推進委員会は、昨年度、労働条件審査ツールの大幅な改訂を実施し、委員をはじめとしてお忙しい中ご対応いただき、心より御礼申し上げます。

本年度は、昨年度の新ツールを活用して福島

県内の社会保険労務士のスキル向上・認知度アップの一助となれば幸いです。

コロナ禍のため、各企業への周知方法も検討しつつ、より多くの方々に喜んでいただけるよう今年度も引き続き頑張ります。

各種事業の取り組み

福島県社労士会総合相談所



所長 白岩 裕和 (福島支部)

今年度の県会の事業計画「Ⅲ. 社会貢献に関する事業」には、「国家資格者としての社労士が社会に貢献することは社労士に課せられた使命である。」と明記されております。社労士会総合相談所はそのことを担う一員として今年度も活動してまいります。

や、蓄積された過去の相談事例をもとに、相談者の方々のご期待に添えられるよう努めてまいりますと考えております。

一番の活動は相談所を開設し、年金・労働分野の多岐にわたる相談を受けることです。特に今年は、終息がまだ見えない新型コロナウイルスの影響のため、雇用維持や解雇の問題、そしてそこから波及する日々の生活の問題等、多くの相談が寄せられることが予想されます。相談所開設以来、長年培われた相談員の方のご経験

相談所主催の専門的研修会は例年通りの実施が難しいかもしれませんが、まずは1回、今年の11月に開催することが決定しました。詳細は追ってお知らせいたします。

引き続き社労士会労働紛争解決センター等との連携や、昨年開催し多くの事業所様の参加とご好評を頂いた社労士会セミナーも実施してまいります。

今年度も会員のみなさまのご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

がん就労支援事業



担当理事 村山 敦子 (福島支部)

がん診療連携拠点病院である福島県立医科大学附属病院(以下「県立医大」という。)において「がん患者に係る就労相談支援」を実施し、相談会の専門相談員として社会保険労務士を派遣して6年9ヶ月が経過いたしました。

び大原総合病院の相談室にも配布しております。今後、他の医療機関等へも配布していただけるように関係機関に働きかけていきたいと思っております。

昨年12月には、県立医大関係者等にご協力をいただき、相談内容を参考に取りまとめた相談事例集を発行しました。

さらに、福島県がん診療連携協議会相談支援部会において、この8拠点病院に、就労相談支援の整備のための労務管理に携わる社会保険労務士をご活用いただけるよう要望してまいります。

現在、この事例集は、県立医大以外の8拠点病院、福島市の日本赤十字社福島赤十字病院及

今年度から5名の相談員を支部から推薦していただき、県立医大に月1回、第4木曜日に1

名派遣しています。

また各々が相談内容を共有するため、相談日の午前中に実施していた打ち合わせ会はオンラインで行っています。

最後に、県立医大がん相談支援センターの関

係者及び医療専門職と相談員が意見交換会を開催し、情報を共有し連携しながら支援事業を進めていければと思います。

今後ともご協力よろしくお願い致します。

社労士会労働紛争解決センター福島



多くの時間と労力を必要とする裁判とは違い、我々センターの特徴は、簡易、迅速、

低廉であり、尚且つ、非公開で行うことが可能であること、そして、公平・中立な第三者として労働諸問題の専門家である特定社会保険労務士が間に入り、双方の主張に耳を傾けながら、その知見と経験を活かし解決に導くことにあると言えます。

しかしながら、以前にも述べさせていただきましたが、沢山の相談者や「あっせん」の申込者が当センターにお越しになることは、社労士の立場からすると必ずしも喜ばしい事とは言えません。なぜなら一人一人の社労士が、平日頃よりそれぞれの顧問先、関与先或いは県会の事業等に足を運ばれた相談者に対し、労務管理のプロとしてその知識と経験を存分に発揮され、職業倫理に則した提案、アドバイスによって数々の悩みを解決に導き、信用と信頼を勝ち取ることができなかった、だからこそ紛争が治まらずセンターに駆け込むしかなかったという、顧問社労士への不信感の逆説に成りうるからです。そうならぬよう研鑽を積み重ね、スキルアップを図り、もっと社労士の有用性を世の中に示し、顧問先を増やし、地域を拡大し、社労士の活用率を上げれば、解決に導かれる問題が増え、紛

センター長 大橋 隆一 (郡山支部)

争が減ることは明白です。これが本来の望ましい姿だと思います。

福島県は東日本大震災に始まり、放射能による避難生活、風評被害、昨年秋の台風19号に伴う風水害と立て続けにダメージを受け、もはやダウン寸前のボクサーのようです。それでも追い打ちをかけるが如く、今年には新型コロナウイルス感染拡大防止策として三密を避けるため営業の自粛、活動の自粛、不要不急の外出の自粛等、満足な補償を受けることもできずに長い時間我慢と協力を強いられ、自分が輝ける最高の場所を奪われ、今の日本は、イライラと憤りと絶望と虚しさ、誹謗中傷に満ち溢れています。そしてあちらこちらで燻っていた様々な火種が炎に変わってしまいました。内定取消し。人員整理・解雇問題。様々なハラスメント問題。賃金未払い、労働条件の不利益変更。一時帰休の取り組み及び休業手当の支払い問題等、取り巻く環境は、ますます悪化の一途を辿っていくと思われま

す。当センターは様々な問題の解決のため「社労士会総合相談所」ならびに「働き方改革推進支援センター」の皆様と密接な連携を取らせて頂きながら、積極的なセンターの周知活動も進めて参りたいと考えております。最後の砦、心の拠り所が我々のセンターであり、どうか最後は笑顔で帰って頂きたいと願っております。

福島働き方改革推進支援センター



昨年度同様、本年度も福島労働局から、「中小企業・小規模企業者等に対する働き方

改革推進支援事業」を受託し、「福島働き方改革推進支援センター」として活動を展開しています。当該事業も2年目となり会員の皆様にもお馴染みになりつつあるかと思いますが、改めて当センターの活動内容を紹介します。

当センターは、文字通り事業所の働き方改革を推進する活動を支援することを目的としています。体制は「センター長」2名、「常駐型専門家7名、「派遣型専門家」30名（常駐型専門家）7名を含む。）で、月曜日から金曜日まで9:00~17:00の間開所しております。ここで働き方改革とは2019年4月から順次施行されている「働き方改革関連法」への就業規則の見直し等の対応、それに伴う柔軟な働き方などの各種制度の計画立案を指し、各事業所のこれらの活動を支援しています。具体的な支援方法としましては、①電話、メール、FAX又は来所による相談対応、②個別の事業所への専門家の派遣、③商工団体等（市町村、商工会、商工会議所、各種業界団体等）への当センターの活動内容の周知活動及び利用促進、さらに④商工団体等が行う相談会・セミナーへの相談員や講師の派遣となります。

①は、受け皿としてフリーダイヤル2回線、専用のメールアドレス、FAX、ホームページを用意し常時相談を受け付けています。②はFAXやホームページ経由で頂いた専門家派遣の申込みに対して、派遣型専門家を原則3回まで無料で派遣し、より細やかな相談に応じます。

センター長 田中 竜夫（郡山支部）

③は県内各地の商工団体等を訪問し、地域内や各団体の会員に当センターの活動内容を周知していただくことや相談会やセミナーの開催などをお願いしています。④は③の結果、開催していただくこととなった相談会やセミナーに相談員・講師を無料で派遣する活動です。

働き方改革関連法も施行1年目の昨年は「年次有給休暇の5日付与義務」、2年目の本年は「時間外労働の上限規制」及び「(大企業及び労働者派遣業に関する)同一労働同一賃金」などがスタートしています。また来年4月からは「(中小企業に関する)同一労働同一賃金」がスタートを迎えるなど、まさに働き方改革本番を迎えています。

しかしながら、今年度は昨年度末からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、年度当初に寄せられる相談のほとんどが、雇用維持に関するものでした。そのような特殊な事情があったにせよ、当センターの重要性を改めて認識しているところです。まだ予断を許さない感染状況ですが、それを乗り越え、働き方改革本来の相談も増え始めており、今後さらに支援を強化してまいりたいと思います。

最後に4月~7月の活動実績をお知らせいたします。

- | | |
|----------------------------|------|
| ① センター相談件数 | 181件 |
| (電話62件、メール3件、来所3件、その他113件) | |
| ② 個別派遣件数 | 111件 |
| ③ 周知活動（訪問件数） | 229件 |
| ④ 出張相談開催 | 150件 |

街角の年金相談センター福島



街角の年金相談センター福島（以下「センター」という。）は平成22年1月に開所

し早10年が経過いたしました。

開所準備担当理事の一員と同時に、社労士相談員の1期生として非常に感慨深いものがあります。センター運営に関する右も左もわからない中、駅前のユニックスビルで東北福島年金事務所職員から研修を受け、年金業務、ウィンドマシン操作の難解さの衝撃とこの先の不安に顔面蒼白になったことは今でも忘れられません。当時でも充分複雑だった相談業務は関係法令の改正、マイナンバー導入、個人情報保護、マナー向上とますます要求されるものは高く大きくなってきています。そんな状況の中、開所当初から現在まで窓口で相談業務に当たられた先生方には感謝の言葉以外にありません。

周知のとおり現在はコロナウイルスの影響で受付業務に大きな影響があり、東北福島年金事務所との密な連携を図り対応していかななくてはなりません。東北福島年金事務所はここ数年予

運営副部長 大原百合（郡山支部）

約率向上を目指し、フリーのお客様をセンターにご紹介いただき来場者増状態が続いております。数に満足することなく、これまで以上の丁寧な応対、わかりやすい説明を心掛け、相談者目線に立ったセンターにすべく運営部一丸となって取り組んでいく所存です。

また二本松市、福島市での出張相談は広報活動もあり、毎回多くの相談者の方にご利用いただいています。今年も出張相談には期待をしているところです。

センター職員、委託社労士のスキルアップについては、従来の月1回の研修を現在も継続しており、タイムリーな実のある研修を計画したいと思います。

最後に今年以降もセンター等に勤務していただく社労士を募集する予定であります。将来年金のスペシャリストを目指したいと思っている先生方がいらっしゃいましたらぜひ、募集に申し込みいただけたら幸いです。

センター利用を含め、会員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



一般社団法人社労士成年後見センター福島 ～現状と計画について～



理事長 菅 沼 恒 博 (会津支部)

1. 成年後見センターの現在の状況

2016年3月に「社労士成年後見センター福島」が発足しました。当時は、会員が22名、成年後見人候補者名簿掲載者は15名でした。

2年後の2018年2月に任意団体から「一般社団法人社労士成年後見センター福島」へと法人として再発足しました。この年の7月時点での受任者数は17名でした。

2020年7月時点では、会員が25名、候補者名簿掲載者は22名です。また、現在の受任者数は24名です。お亡くなりになった方が6名おりますので、累計では30名の方の受任をしています。

しかし、郡山市といわき市のみの受任となっており、他の地域へ広がりを作ることが課題となっています。

そのため、今年度は法人後見について検討を始めました。近くでは秋田会の後見センターが法人後見を行っています。発足後しばらく受任が無かったセンター秋田でしたが法人後見にすることで県内各地で受任するよう

になったとのこと。センター秋田やセンター富山のように先行して取り組んでいるセンターの経験をお聞きしながら進めていきたいと考えています。

2. 研修会の予定

(1) 養成研修

新たに成年後見人等候補者になっていただくための必須の研修です。

例年、3月の金曜日に3日間かけて実施しています。連合会作成のテキストを使つての研修や事例などについて研修が主なものです。詳細につきましては1月の月間情報などでお知らせ致します。

(2) 更新研修

すでに成年後見人等候補者になっている方のための研修です。こちらも例年3月です。

※昨年は、この他にセンター会員及び県会会員を対象に、10月に福島地方法務局、福島市役所から講師をお招きし、センター会員の事例報告と合わせて研修を行いました。今年度の開催は未定です。



第2回研修会を受講して

武田 昌之 (白河支部)

令和2年2月21日(金)午前の電子化研修会に続き、午後から第2回研修会が開催された。当時は新型コロナウイルスの感染が広がりを見せていたころではあったが、まだ3密を避けるほどのこともなく、ビッグパレットふくしまの中会議室には100人近くの受講者が出席して、第1講座、職業倫理、第2講座と3コマの研修が行われた。

まず第1講座は、業務研修ではお馴染みの福島労働局雇用環境・均等室長 佐藤央子氏の「パワーハラ防止対策と女性の活用」の講義であった。パワーハラスメント防止対策(労働施策総合推進法)はパワーハラ相談件数の近年の増加に伴い、大企業は令和2年6月1日、中小企業は令和4年4月1日より施行で、パワーハラスメント対策が事業主の義務となる。

パワーハラの定義として、適正な範囲の業務指示や指導についてはパワーハラに当らず、優越的な関係を背景とした言動、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者に身体的もしくは精神的な苦痛を与え、就業環境を害することとあるが、熱血な本人を思いやる指導との違い、また近年叱られることに慣れていない若者の受け取り方など、どの程度がパワーハラと判断されるのか、なかなか難しいと思われた。多くの具体例を示していただき参考にしたいものだ。指針に定められた事業主が講ずべき措置として苦情相談窓口と適切に対応するための体制の整備、パワーハラ行為者について厳正に対処するための就業規則等への規定についての説明

があった。続いて女性活躍推進法の一部改正について、一般事業主行動計画の策定義務が常時301人から101人以上の事業主に拡大(令和4年4月1日施行)、女性活躍状況に関する情報公表の強化及び「プラチナえるぼし」の創設(令和2年6月1日施行)、両立支援助成金(女性活躍加速化コース)の説明があった。

このような各制度法律の改正により女性の社会進出が、より一層高められるかということ、必ずしもそうはいかないのではないかとも思う。女性の場合は出産育児も抱え、家事労働に専念したいという方もおられると思うし、女性は家事、男性は仕事と伝統的に役割分担してきた経緯があり、女性の社会進出が進んでいるといわれている欧米でも、今回のコロナ騒動では女性が家事の方を分担しているケースが多いとも聞く。仕事と家事の両立には、意識改革が必要で、家事労働は立派な仕事であり、収入にはならないが、これを外注すればそれなりに高額のコストとなる。昔の家長のように誰が食わしてやっているんだと言われたら、毎日ご飯を作って食わしてやってるのは、私の方だと返してやればよい。仕事と家事の分担はパートナー同士で得手不得手を考慮して話し合い、専業主婦(主夫)となるのか、共稼ぎで家事も分担するのか決めればよいことであると思う。男性も女性も家事そして身の回りのことは自分でできるようなしつけをしてゆくこと、とりわけ女性というか母親が男の子に家事を手伝わせて教えるとか、結婚の主導権も主に女性が握っていると思われる

ので、結婚承諾の条件に家事育児は必ず分担することとくぎを刺すことなどが、女性の社会進出向上の一步ではないかと思う。

次に、職業倫理について、加藤業務委員長より、不適切な情報発信、助成金申請業務および業務委託時の注意事項等基本的な問題についてわかりやすい説明があった。

そして第2講座は弁護士の木村恵子先生による「働き方改革時代の労働者派遣の活用～改正派遣法施行前の総点検」というテーマでの講義である。働き方の多様化という触れ込みで始まった労働者派遣であるが、まずその派遣労働者の数は全労働者の2.5%とは意外に少ないものだと思われた。主に派遣労働者は非正規労働者として正規と比較して劣悪な労働条件のもと、企業にとって労務費の削減の手段とされているとの指摘があるが、2020年度施行の改正派遣法は、働き方改革の総合的かつ継続的な推進を基本理念に、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方を実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保として同一労働同一賃金を規定したものである。派遣労働者に関する不合理な待遇差の解消について、派遣先労働者との均衡・均等方式（原則）と派遣元が一定の条件の下で労使協定を締結することにより、労使協定に基づいて待遇設定可能とする労使協定方式の説明があった。

以上、2月末の第2回研修会を振り返ってみたが、その後の誰も予想だにできなかった新型コ

ロナウイルス感染の世界的な流行拡大と予防のための緊急事態宣言による経済危機等、世の中ががらりと変わってしまった感がある。社労士業界にとっては順風というか、雇調金はじめコロナ関連各種助成金等の申請に多忙を極めておられる方もあると思うが、いまだ都市部での感染の拡大は続き、終息の見通しも立たず…今後の研修会の在り方も、eラーニング、リモート研修中心となるのか、定員を絞っての実研修会の開催となるのか業務委員の方々も検討中と思うが大変なこととなった。三密を避ける新しい生活様式の推奨といっても、もともと人間はくっつきあって喜怒哀楽の感情を実感するもの、これがなくなるとは真の人生の喜び楽しさは得られないと思われる。ウィズコロナといわれるが、46億年の地球の歴史の中で、微生物ウイルスは38億年位前から生息していると聞く。高々2～30万年程度の歴史しかない人類が、我が物顔にウイルスとの戦いだとか言っても通用するはずがないし、ウイルスは常に進化してゆくが、便利、清潔になれた人間は個人の権利ばかり主張しているうちに肉体的にも精神的にも劣化してゆくばかりとは情けない。せいぜいコロナ大明神様の逆鱗に触れないように、生活を正し、本来の免疫力そして人間力を高めていきたいと切に思うこの頃である。

.....

コロナ禍を うまーく通過 冷やし酒



研修風景



講師：木村恵子弁護士



「エール!!!」



菱 沼 生 美 (福島支部)

國嶋会員から、「リレー随想」のバトンを受け取ってしまいました。何を書いたらよいのやら…さあ困りました。このコロナ禍で好きな旅には出られず、趣味のお稽古事もしばらくお休み。至って地味な生活から何をお伝えしたらよいのかと悩んでいたところ、テレビからGReeeeNの『星影のエール』が流れてきました。

2020年度のNHK連続テレビ小説では、福島出身の作曲家・古関裕而と妻・金子をモデルに作曲家とその妻の生涯が描かれていますが、そのテレビドラマのタイトルが皆さまご存知の「エール」です。その主題歌が『星影のエール』。両作品名にある「エール」は英語の“yell”で、「応援」「励まし」を意味します。

「応援」といって真っ先に思い出すのは、高校野球。8月の風物詩ともいえる『夏の甲子園』は、新型コロナウイルスの影響を受け、今年も残念ながら中止となってしまいました。それでもギラギラとした真夏の太陽の日差しを顔に浴びると、「カキーン！」という金属バットにボールが当たる音やアルプススタンドからの声援が聞こえてきそうになるので不思議です。

野球少年である息子2人を連れて、甲子園に何度か高校野球を観戦しに行ったことがあります。印象に残っているのは、2018年の第100回全国高等学校野球選手権記念大会決勝「大阪桐蔭vs金足農業」。応援席は、3塁アルプス席にいるたくさんのお蔭応援団と1塁アルプス席の少しの金足農業応援団、そして地元の高校野球ファンで埋め尽くされていました。兵庫県代表は既に敗退しており、観客のほとんどが隣のお蔭代表を応援するのかと思いきや、金足農業への応援の声がなんと多くなると大きいことか！遙々東北の地から野球をしに来た球児達

への盛大なエールには、地元高校野球ファンの愛情が溢れていました。普段は同じ場所で、低迷中の阪神タイガースを激しくヤジっているであろう地元の「おっちゃん達」も、実にいい顔で金足農業の選手たちを応援するのです。試合以上に、応援する人たちのその姿がとても印象的でした。

私は「応援をする人」が好きです。何かを一生懸命に応援する人の横顔は、時に凛々しく、そしてとてもチャーミングだと思うのです。その背中には応援するものへの愛が溢れています。応援をする姿に勇気をももらうこともあります。私も、何かに挑戦をする人の背中を押して、応援してあげる存在でありたいと考える今日この頃です。

ところで皆さん。野球といえば、伝説のチーム「ペガサス」をご存知ですか。当時、先輩たちが実に楽しそうでキラキラしていて…その姿に不覚にも「社労士って楽しそう！」とってしまった学生時代の私でした。懐かしい写真を福島支部の先輩が探し出してきてくださいました。佐野文男会員、ありがとうございます。

(次回のリレー随想は、いわき支部の飯高昌男会員にお願いしました。飯高さん、よろしくお祈りします。)



「情報・一番」

コロナ禍における県会の取り組みについて



災害対策本部 副本部長 中 目 敏 雄 (いわき支部)

この度の「新型コロナウイルス感染症拡大」に伴い、半年を経過する状況ですが、一向に、終息の目途がつかず、また、第二波とも言われるほど、感染者数が拡大増加しており、日常生活にも仕事上においても、気を許すことができない状況が続いております。

さて、県会として、福島県との間に締結した「大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書」に基づき、感染拡大の影響を受けた中小企業経営者や労働者の方々の労働関係の相談に応じるため、3月3日付災害対策本部を設置し、県会事務局にて電話窓口を開設し現在も各相談に応じているところです。

その後、各自治体等における相談会と県会主催の相談会を県会事務局といわき産業創造館(ラトブ)において5月より実施しております。相談件数等については、以下を参照ください。

また、5月1日付で「株式会社ラジオ福島」様と災害協定を締結いたしました。ラジオ放送の中で、広く県民に情報提供をしていただいております。さらに、「福島民報」「福島民友」等の各新聞紙上においても相談会の告知等もしていただいております。

今後も、コロナ禍の状況に応じて、県会としてもさらに経営者や県民に寄り添った対応を考えていきます。

新型コロナウイルス感染症による無料電話相談、相談会の開催

(8月31日現在)

ホットライン(電話相談) 024-526-2270

3月3日福島県との災害協定に基づき設置
212件 (3/3~8/31 稼働日120日)

県会主催個別相談会 42回 43件
福島市(県会事務局) 32回 33件
いわき市(いわき産業創造館) 10回 10件
※8月後半からはZoomによるオンライン相

談にも対応 (Zoomでの相談 1件)

自治体等における相談会	61回	176件
郡山市(商工会議所)	8回	26件
(商工会)	11回	30件
会津若松市(市役所)	8回	22件
	(1日2名体制)	
白河市(産業サポート白河)	6回	10件
南相馬市(市役所)	12回	23件

会津美里町(町役場)	6回	19件	下郷町(商工会)	6回	27件
南会津町(町役場)	2回	11件	只見町(町役場)	2回	8件

ラジオ福島と災害協定締結等による周知

5月1日付け株式会社ラジオ福島と下記について協定を締結した。(4月30日締結式)

〈協力・支援の内容〉

(1) 災害時の労働・社会保険等の相談の実施に関する情報提供

社労士会が福島県等と締結する災害時の労働・社会保険等の相談に関する協定書に基づく活動について、その活動対象となる被災者等へ情報提供を行う

(2) 社労士会が実施する事業、行事等の情報提供

(3) 労働社会保険諸法令の改正等の情報提供

この協定に基づき、新型コロナウイルス感染症によるホットラインや個別相談会の開催について、社労士会から随時情報提供を行い、その都度広く県民にラジオで放送された。

また、福島民報、福島民友の両紙に随時個別相談会の告知について掲載いただき、福島民友新聞社においては、平成29年に災害協定を締結していることから「新型コロナ 暮らしの情報」にホットラインを定期的に掲載いただいた。

協 定 書

株式会社ラジオ福島(以下、「甲」という。)と福島県社会保険労務士会(以下、「乙」という。)は、労働社会保険諸法令に関する情報や乙の行う事業等に関し次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲と乙が協力・支援を行うにあたって必要な事項を定めるものとする。

(協力・支援の内容及び実施)

第2条 乙は、以下の事項について甲に協力や支援(以下、「支援等」という。)を求め、甲は可能な範囲で取材や放送等を行う。

- (1) 災害時の労働・社会保険等の相談の実施に関する情報提供
乙が福島県等と締結する災害時の労働・社会保険等の相談に関する協定書に基づく活動について、その活動対象となる被災者等へ情報提供を行う
 - (2) 乙が実施する事業、行事等の情報提供
- 2 乙は、その専門的知識を活かし、甲に以下の支援等を行う。
- (1) 労働社会保険諸法令の改正等の情報提供

(支援等の依頼)

第3条 支援等を求める時は、支援を依頼する甲または乙に支援等の内容を文書等により依頼する。

(支援等の経費の負担)

第4条 乙が依頼する第2条第1項の支援等について、公共性の有無に応じ甲は乙に経費(広告料等)の負担を求める。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた時は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第6条 この協定は、令和2年5月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和2年5月1日

株式会社ラジオ福島
代表取締役社長

花見 政行

福島県社会保険労務士会
会 長

桑子 政行

新型コロナウイルスの影響で経営に困っている事業主の皆様
ご相談ください

●経営計画の見直し
●労務管理の改善
●労務相談の依頼
●労務管理の相談

社労士による助成金や労務管理に関する相談は
福島県社会保険労務士会 ホットライン 024-526-2270(9:00~16:00)
全国社会保険労務士会連合会 ナビダイヤル 0570-07-4864(11:00~14:00)

社労士による新型コロナウイルス感染症対応のための
労務管理・労働相談ダイヤルを開設中

ホットライン 024-526-2270(専用)
●平日/9:00~16:00
●土曜/9~16時限定
●電話/9月30日終了予定

ナビダイヤル 0570-07-4864
●平日/11:00~14:00
●土曜/9~16時限定
●電話/9月30日終了予定

福島県社会保険労務士会

福島民報 4月24日掲載広告

コロナ禍における政治連盟の取り組みについて



コロナ禍により今年の政治連盟活動は、吉田政治連盟会長はじめ役員は非常に忙しかったのですが、活動の成果かどうか断定は出来ませんが、ほぼ要望した内容で実現していくので充実感はあると思います。コロナ関連の政治連盟の取り組みは毎月の政連だよりに掲載しておりますが、改めてまとめますと次のとおりとなります。

令和2年3月27日、郡山市にて公明党福島県本部を訪問し、若松謙維参議院議員及び今井久敏県会議員へ新型コロナウイルス感染症に関する要望書（要望内容については政連だよりをご覧ください。以下同じ）を提出（吉田政治連盟会長、大原副会長出席）

- 3月28日、郡山市「郡山ビューホテル」にて根本匠前厚生労働大臣と面会し、第1回新型コロナウイルス感染症に関する要望書提出（吉田政治連盟会長、大原副会長、田中幹事、高山出席）
- 4月23日、白河市「東京第一ホテル新白河」にて上杉謙太郎衆議院議員、渡辺義信県会議員・自民党県連幹事長と政策懇談会を開催し、第1回新型コロナウイルス感染症に関する要望書を提出（吉田政治連盟会長、高山出席）
- 4月28日、東京都「衆議院議員会館」にて根本匠前厚生労働大臣と面会し、第2回新型コロナウイルス感染症に関する要望書を提出（吉田政治連盟会長、高山出席）

*当日は渡辺義信県会議員・自民党県連幹

福島県社会保険労務士政治連盟

副会長 高山 浩（白河支部）

事長に国会議員会館まで同行していただき、上杉謙太郎衆議院議員にも説明の場に同席いただきました。

- 5月19日、福島県庁内自民党福島県連控え室にて雇用調整助成金の申請代行費用助成を要望（吉田政治連盟会長、白岩幹事長、高山出席）
- 6月26日、福島労働局にて公明党若松謙維参議院議員による雇用調整助成金事務センター内における審査業務視察同行（吉田政治連盟会長、村山幹事同行）

以上のように刻一刻と変化する現場の状況や意見をお伝えするとともに要望をとりまとめ、内容を説明いたしました。一連の政治連盟の活動で要望が実現できたものは下記の通りです。

1. 雇用調整助成金の休業規模要件の緩和
中小1/20→1/40へ
2. 雇用調整助成金の助成率、上限額のUP
中小企業が解雇を行わず雇用を維持している場合の助成率が100%にUP及び一人一日当たりの助成額が上限15,000円にUP
3. 雇用調整助成金の生産指標要件の判断基準が緩和され、生産指標対象月が柔軟に比較可能となりました。
4. 雇用調整助成金の緊急対応期間延長
(6月末→9月末)
5. 休業手当を払うことが出来ない中小企業の労働者に対して、休業前賃金の80%を支給す

る「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金」の制度化（リーマンショック時や東日本大震災時等に適用された「激甚震災法の雇用保険の特例」での休業者の失業給付を要望していましたが、上記の新支援金制度となりました）

6. 指定管理者に対する雇用調整助成金の一部適用

委託事業費から明確に人件費に充てられていない委託事業に従事する休業対象者は、雇用調整助成金の対象とすると回答をいただきました。

7. 社会保険労務士が申請代行する場合の連帯責任については、不正受給が起こった際社会保険労務士に対する連帯債務の設定や5年間の申請不受理の措置は、社会保険労務士が故意に不正の行為を行うことがなければ、適用されないという取扱いになりました。

8. 医療従事者が新型コロナウイルスに感染した場合の労災認定基準を明確にさせていただきました。

政治連盟活動では、こうした要望が実現されました。これらは国会審議中に昼休みの時間を割いて要望を聞いていただいた根本前厚生労働大臣のお力添えが大きかったと思います。私たちの説明に対し瞬時に理解されて、どのような

道筋でどうすれば実現可能かを的確に判断し、事務方に働きかけていただきました。

また、要望と同時に厚生労働省にお話いただいた若松参議院議員や、4月28日の要望書説明機会を根本前厚生労働大臣に対して設定していただきそして説明にも同席してくれた上杉衆議院議員、非常事態宣言の最中、奥さんの手作りマスクを着用し手作り消毒液をご持参しながら東京まで同行していただいた渡辺義信県会議員・自民党県連幹事長に感謝申し上げます。今回非常事態宣言の中、要望書説明の東京行きのお話に対し、直ちに東京まで行くことを決定した吉田政治連盟会長の胆力と行動力には改めて敬服いたします（余談ですが新幹線には1車両に3人しか乗車していませんでした）。

今、政治連盟はどのような所のどのような人にどのような工夫をすれば、目的が達成するのか試行しながら歩んでいます。残念ながら実現しなかった社会保険労務士の雇用調整助成金申請代行費用の事業主に対する助成措置等は課題として残りました。皆様のご支援・ご協力が無くては、政治連盟活動は立ち行きません。宍戸福島県社会保険労務士会会長とも強力に連携を取って行きます。力を合わせ、より良い社会・企業の繁栄実現や社会保険労務士としてより一層充実した毎日を過ごすことができますように皆さん、頑張ってください。



3月27日 公明党福島県本部 若松参議院議員（右から2番目）へ要望
左より：大原政連副会長、吉田政連会長、右端：今井県会議員



4月28日 衆議院議員会館にて根本前厚生労働大臣（右端）に要望書を提出
左より：高山政連副会長、吉田政連会長

関係機関の職員名簿

令和2年8月1日現在

福島労働局

福島労働局

労働局長

岩瀬 信也

総務部

総務部長

岩崎 克則

総務課

総務課長

東海林 司

総務企画官

菅野 幸成

課長補佐

安瀬 忠夫

総務係長

葛西 翠

人事係長

大沢 雅臣

会計第一係長

澤田 孝久

会計第二係長

三浦 靖弘

会計第三係長

鈴木 敦子

労働保険徴収室

労働保険徴収室長

村上 浩一

室長補佐

福地 薫

室長補佐

渡部 正一

雇用保険監察官

深谷久美子

適用指導官

遠藤 寛人

適用指導官

白井 良一

適用第一係長

高原 くみ

適用第二係長

佐藤富士雄

徴収第一係長

遠藤 友行

徴収第二係長

渡邊 拓也

徴収専門官

高野 信弘

雇用環境・均等室

雇用環境・均等室長

富塚 リエ

雇用環境改善・均等推進監理官

穴戸 敦

室長補佐

橋本 広美

室長補佐

金澤 利美

労働紛争調整官

加藤 政和

企画調整係長

中田 裕之

労働基準部

労働基準部長

松田 明

監督課

監督課長

上野 諭

主任監察監督官

伊藤 達夫

監察監督官

齋藤 勝

健康安全課

健康安全課長

針生 達矢

主任安全専門官

川又 健一

課長補佐

空閑 秀雄

賃金室

賃金室長

柳沼 守男

室長補佐

二見 一亮

賃金指導官

長面川昌弘

労災補償課

労災補償課長

高田 正樹

労災管理調整官

鈴木 敦子

労災保険審査官

宗像 京子

労災監察官

川村 孝人

労災監察官

鈴木 孝春

労災監察官

橋本 耕一

医療監察官

大野木由美

特別労災認定指導官

佐藤 正隆

特別労災認定指導官

菊田 眞也

労災保険給付専門官

飯塚 由美

給付調査官

七海 幸夫

職業安定部

職業安定部長

寺岡 潤

職業安定課

職業安定課長	秋元 初雄	副署長	森合 吉徳
課長補佐	矢内 聡	一方面主任監督官	馬場 正博
雇用保険審査官	菅野 敏弘	二方面主任監督官	松尾 佑輔
職業安定監察官	(併任) 佐野 幸男	三方面主任監督官	池田 美春
雇用保険監察官	佐野 幸男	安全衛生課長	三瓶 詔宏
雇用保険監察官	浜津 敏弘	業務課長	小西 昌子
雇用保険監察官	鈴木 和子	労災課長	二見 陽子
労働市場情報官	清水 寛	いわき労働基準監督署	
地方職業指導官	阿部 一広	署長	伊藤 克義
地方職業指導官	佐藤加奈子	一方面主任監督官	宮崎 明人
雇用保険係長	安斎 克	二方面主任監督官	梶原 圭佑
職業対策課		三方面主任監督官	森田 鉄兵
職業対策課長	宇佐見 晃	安全衛生課長	高橋 貴大
課長補佐	佐藤 道夫	業務課長	片寄 美樹
福島帰還者等支援専門官	柴野 乙彦	労災課長	矢吹 吉幸
高齢者対策担当官	酒井 敏浩	会津労働基準監督署	
障害者雇用担当官	坂内 隆	署長	塩原 哲朗
雇用開発担当官	高羽真由美	一方面主任監督官	瀬高 潤
雇用開発担当官	渡部優佳子	二方面主任監督官	横溝 哲郎
訓練室		労災課長	新岡 弘之
訓練室長	児島 永憲	白河労働基準監督署	
室長補佐	佐藤 寿夫	署長	田村美登理
地方人材育成対策担当官	森 真理	監督・安衛課長	遠藤 敬行
需給調整事業室		労災課長	飯塚 誠
需給調整事業室長	菅野 義光	須賀川労働基準監督署	
室長補佐	宮城 錠児	署長	渡辺 満
		監督・安衛課長	村上 航
		労災課長	渡邊 孝之
労働基準監督署		喜多方労働基準監督署	
福島労働基準監督署		署長	管家 紀男
署長	水野 秀二	監督・安衛課長	丸尾 友人
副署長	小野 寧康	労災課長	渡邊 徳秋
一方面主任監督官	須田 裕太	相馬労働基準監督署	
三方面主任監督官	大矢 崇道	署長	荒 徳彦
業務課長	空閑 初美	監督・安衛課長	浅川 惣一
労災課長	小西 陽一	労災課長	鈴木 雄二
郡山労働基準監督署		富岡労働基準監督署	
署長	田中 暁雄	署長	高田 豊和

監督・安衛課長
 労災課長

関口 和也
 佐々木真治

統括職業指導官
 統括職業指導官
 統括職業指導官
 統括職業指導官

鈴木 芳行
 小比田正弘
 阿久津賢之
 押田 健一

公共職業安定所

ハローワーク福島

所長
 次長
 次長
 庶務課長
 雇用保険適用課長
 雇用保険給付課長
 統括職業指導官
 統括職業指導官
 統括職業指導官
 統括職業指導官
 産業雇用情報官

江川 智明
 安田 寿夫
 吉田 寿浩
 若林 亮史
 菅野 洋子
 武藤 正人
 菅野 茂
 佐藤 明美
 金澤 博子
 笹山 利弥
 櫻井久美子

ハローワーク南会津

所長

鈴木 宏幸

ハローワーク喜多方

所長
 統括職業指導官
 ハローワーク郡山

菊地 和弘
 平野美智世

所長

高羽 秀幸

次長

森 光市

次長

獨鈷 葉子

庶務課長

井関 愛子

雇用保険適用課長

有馬 正博

雇用保険給付課長

大石田浩和

統括職業指導官

小比田直美

統括職業指導官

遠藤 芳江

統括職業指導官

平野 豊雄

統括職業指導官

松本さつき

産業雇用情報官

宮田 耕進

ハローワーク白河

所長

奥貫 秀則

管理課長

三品 香織

統括職業指導官

清水久美子

統括職業指導官

東海林美幸

ハローワーク須賀川

所長

津田 丈治

管理課長

飯田 文子

統括職業指導官

秋元 洋子

統括職業指導官

野内 伸一

ハローワーク相双

所長

梅原佐登志

管理課長

栗田美津子

統括職業指導官

荒木 栄夫

統括職業指導官

根本美和子

ハローワーク相馬

所長

菅野 紀子

ハローワークいわき

所長

星 保男

次長

遠藤 好孝

庶務課長

小泉 直美

雇用保険適用課長

岡田 夏江

雇用保険給付課長

東城 弘志

統括職業指導官

鈴木 庸典

統括職業指導官

菊地 直人

統括職業指導官

三品 暖

統括職業指導官

栗田 秀幸

産業雇用情報官

杉岡 辰雄

ハローワーク小名浜

所長

小泉 英俊

統括職業指導官

阿部 智樹

ハローワーク勿来

所長

照井 信也

統括職業指導官

作山かおり

ハローワーク会津若松

所長

井関 義浩

庶務課長

松本 和夫

雇用保険課長

五十嵐 勉

統括職業指導官
ハローワーク富岡
所長
統括職業指導官
ハローワーク二本松
所長
管理課長
統括職業指導官
統括職業指導官

齋藤 信也
永野 章一
星 延尚
大泉 昌悦
那須 哲雄
大宮 由美
安齋 正隆

年金事務所

東北福島年金事務所

所長
副所長
副所長
厚生年金適用調査課長
厚生年金徴収課長
国民年金課長
お客様相談室長

高木 末子
渡部 高行
石田 喜裕
佐藤 ゆり
大橋 一成
佐藤 真利
佐藤 和行

郡山年金事務所

所長
副所長
厚生年金適用調査課長
厚生年金徴収課長
国民年金課長
お客様相談室長

橋本 聡
角田 廣好
伊東 利真
根本 諭
小竹 俊彦
古川美智子

平年金事務所

所長
副所長
厚生年金適用調査課長
厚生年金徴収課長
国民年金課長
お客様相談室長

黒崎 雅隆
小松 浩二
和田 範之
安齋 英樹
佐藤 裕一
岡野 憲二

会津若松年金事務所

所長
副所長
厚生年金適用調査課長

金野 久
湯田 正幸
武田 善幸

厚生年金徴収課長
国民年金課長
お客様相談室長
相馬年金事務所
所長
副所長
厚生年金適用調査課長
厚生年金徴収課長
国民年金課長
お客様相談室長

尾形洋一郎
歌丸 顕広
佐々木広明
岡崎 清克
小椋 昌洋
(副所長併任)
(副所長併任)
佐藤 陽子
佐藤勝一郎

白河年金事務所

所長
副所長
厚生年金適用調査課長
厚生年金徴収課長
国民年金課長
お客様相談室長

菅野 敏功
長嶺 常秀
(副所長併任)
(副所長併任)
五十嵐哲郎
桐生 敏也

全国健康保険協会福島支部

支部長 齋藤 博典

企画総務部

企画総務部長 菅原 裕宏
企画総務グループ長 菊地 誠
保健グループ長 寿田有美子

業務部

業務部長 樋口 香代
業務グループ長 宮下 政博
レセプトグループ長 佐々木伸善

新 入 会 員 紹 介

1. 氏名 2. 住所 3. 入会年月日 4. 登録区分（開業・勤務等） 5. 開業事務所名又は勤務先名
6. 関係資格・特技など 7. 趣味・スポーツ 8. 社労士を目指した理由、抱負など



1. ^{いま} 今 ^の 野 ^{あきら} 明
2. 相馬市原町区本町2丁目131
3. 令和2年1月6日
4. 勤務
5. 浜通り社会保険労務士法人
6. 第一種衛生管理者、
FP 2級、日商簿記2級

7. 登山、ハイキング、スポーツ観戦
8. 前職で経理業務と兼務で総務業務を担当することになり、より法律の知識を深めるため社労士資格を取得しました。その後、様々な機会を通じて社労士業務を具体的に知り、新たな仕事に挑戦する決意をしました。日々勉強の毎日ですが、初心を忘れずに精進してまいります。よろしくお願いいたします。



1. ^{げん} 源 ^ま 間 ^{ゆき} 透 ^お 雄
2. 郡山市亀田1-15-10
パークヒルズ亀田203号
3. 令和2年4月1日
4. 勤務
5. 社会保険労務士法人
みどり人事サポート

6. よく聞き上手と言われます
7. ゴスペル、ドライブ、読書
8. 私が社労士を目指したきっかけは、最初に就職した会社を怪我により辞めざるを得なかった悔しい経験がもとになっております。当時の仕事にやりがいを感じておりましたが、怪我をしたにも関わらず仕事を休むことができず、怪我が悪化して仕事を辞める羽目になってしまいました。後になって労災や傷

病手当金について知り、会社にも自分にも知識があれば仕事を辞めずに済んだかもしれないと思いました。

そんななか社会保険労務士という資格があることを知りました。社会保険労務士になり、人事労務の知識を身に付け、なるべく人が辞めなくてもいい、人を辞めさせなくてもいい会社づくりに貢献できるようになりたいと思に至りました。

それから数年で無事資格を取り、さらに前職で数年経験を積ませて頂き、この度登録を機に社労士になることができました。

これまで多くの方々に支えて頂きました。これからは、社会に大きく貢献できる社労士を目指して一層精進して参りたいと思います。



1. 竹井 亜矢子
2. 会津若松市材木町
2-3-57
3. 令和2年9月1日
4. 勤務等
5. 会津若松市役所
6. 社会福祉士
7. 和食器集め、俳句
8. 生活の基本である働くことを支える仕事をしたいと考え、そのために有益な社会保険

労務士の資格をとり、企業人事部で5年程働きました。

その間両親を看取る中で高齢者の支援を強く意識するようになり、地域包括支援センターにて相談員をしておりました。

今後は介護離職の防止などを含む高齢者の子世代の支援も考えていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

開業社会保険労務士・社会保険労務士法人の皆様へ

社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内

社会保険労務士
賠償責任保険制度とは

この保険は全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業会員等を被保険者とする団体契約です。

2019年度募集要項

- 保険期間
2019年12月1日午後4時～2020年12月1日午後4時
- 中途加入について（毎月中途加入可）
毎月25日必着※、翌月1日補償開始
※25日が土日・祝日の場合、前営業日必着
※11月1日加入のみ10月9日必着
- ご加入手続
パンフレット、加入依頼書をお送りいたしますので、ご所属の都道府県会事務局または取扱代理店までご請求ください。

取扱代理店

有限会社エス・アール・サービス
〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町
3-2-12 社会保険労務士会館
☎ 03-6225-4873

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
（幹事保険会社）
（担当）広域法人部法人第二課
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
☎ 03-3515-4153
三井住友海上火災保険株式会社

*この案内は社会保険労務士賠償責任保険の概要について説明したものです。保険の内容は社会保険労務士賠償責任保険のパンフレットをご覧ください。詳細は保険約款（約款につきましてはWEB約款となります。有限会社エス・アール・サービスのHP「社会保険労務士賠償責任保険制度」をご覧ください。）によりませんが、ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

有限会社エス・アール・サービスホームページ <http://www.sr-service.jp/>

社労士専用ページログインID：2015sr パスワード：4873hoken

支 部 だ よ り

福島支部

2月7日 第3回研修会（コラッセふくしま）

出席35名

「民法から学ぶ労働実務講座」

講師 第一芙蓉法律事務所

弁護士 西頭 英明 氏

2月27日 支部会報第73号発行

3月13日 第5回幹事会（チェンバおおまち）

定時総会議案書の件

4月10日 第43回定時総会（福島テルサ）

出席18名 委任者数46名

5月25日 第1回幹事会（書面）

支部事業活動の件（例年6月に開催していた研修会の中止の決定）

福島支部会報の件（例年7月末発行を今年度より8月末発行に変更）

7月17日 第2回幹事会（福島市市民会館）

支部事業活動の件（新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた支部事業の在り方について）

【令和2年度 福島支部事業計画】

新型コロナウイルス感染症拡大により、福島支部の事業計画にも影響が出ている。

毎年6月に開催していた研修会についても中止となり、今年度内の研修会開催についても、7月末時点で開催が未定の状態である。

事業計画については、すでに下記の通り定時総会で承認されているが、会員の心身の安全を最優先し、可能な限り遂行していく予定である。

1. 能力・資質の向上を図り、倫理の維持・向上を図る事業

①社会保険労務士業務に関連した法改正に対応した研修

②社会保険労務士の実務に関連した各種届出書類等の様式・行政の取扱いの変更に対応するための研修

③社会保険労務士業務における各分野の専門性を高める研修

2. 社会保険労務士制度の普及・地位の向上を図る事業

県会、各種団体・行政からの相談員、講師の派遣依頼への対応

…法テラス二本松、被災者支援無料相談、福島県立医大における「がん就労支援」等

3. 関係官庁の出先機関との連絡・調整事業

行政手続の適正化と、依頼者等の権利・利益に寄与するための必要に応じた関係行政機関との打ち合わせ、並びに県会事業との連携を図っていく。

…ワークルールセミナー等

4. 今後の支部記念事業についての検討

前年度に引き続き、基金の創設について検討するものとする。

5. その他必要と認められる事業

①支部会報の発行

②県北士業協議会への参加（令和2年度については中止が決定しています。）

③その他必要と認められる事業

郡山支部

- 1月10日 第3回業務委員会 出席4名
- 3月6日 第2回支部研修会(市民交流プラザ)
出席24名(他支部2名含む)
『36協定新様式について』
講師:吉田 和行 会員(郡山支部)
『アンガーマネジメントについて』
講師:株式会社岡田プランニング
代表取締役 岡田 友子 氏
- 3月6日 支部懇親会 参加13名
(講師2名含む)
- 4月6日 第1回支部幹事会(郡山市労働福祉会館) 出席9名
- 平成元年度会計監査
 - 令和2年度通常総会議案書等の審議
- 4月24日 令和2年度通常総会(ホテルハマツ)
出席69名(委任者56名含む)
- 令和元年度活動報告、収支決算・会計監査報告
 - 令和2年度事業計画、収支予算承認の件
 - 支部慶弔規定一部改正の件
- 8月6日 第2回支部幹事会(郡山市労働福祉会館) 出席10名
- 令和2年度事業活動の件
 - 支部アンケートの件
 - その他(県会理事会報告等)

会津支部

- 4月24日 令和2年度定期総会(会津ワシントンホテル)
出席者14名、委任状20名
- 5月26日 第1回無料相談会(会津稽古堂)
協力会員 瀬田 友裕、鈴木荘太郎
相談件数 3件

- 7月28日 第2回無料相談会(会津稽古堂)
協力会員 真船 茂、鈴木荘太郎
相談件数 1件

【自治体主催の雇用調整助成金等相談会へ協力】

- 会津美里町 5月8日~8月25日
計12回予定
協力会員 鹿野義治、栗城泰造、星 隆雄、浅川三喜子、小柴繁徳、佐藤洋一、浅川尚恵
- 会津若松市 5月11日~6月22日 計8回
協力会員 佐藤洋一、吉田 守、二瓶優子、庄司義信、瀬田友裕、渡部翔太



- 下郷町 5月20日~7月16日 計7回
協力会員 榎田哲士
- 只見町 5月29日、6月4日 計2回
協力会員 吉津文博
- 南会津町 6月9日~6月23日 計3回
協力会員 湯田清一、渡部翔太

◎支部行事の今後の予定

- 9月23日 第3回無料相談会(会津稽古堂)
協力会員2名
- 11月24日 第4回無料相談会(会津稽古堂)
協力会員2名
- 令和3年
- 1月26日 第5回無料相談会(会津稽古堂)
協力会員2名
- 3月23日 第6回無料相談会(会津稽古堂)

協力会員2名

時期未定（新型コロナウイルス感染者の発生状況を見て判断）

役員会、実務研修会、業務研修会

※研修内容は未定

いわき支部

元号が「令和」に変わり、令和2年は令和新時代のはじまりと期待したところでしたが、年が明けてからは新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念され、今夏開催予定でありましたオリンピック・パラリンピックが来年へ延期となり、4月には感染拡大により政府より非常事態宣言が発令されました。

そのようななか例年のとおり4月には支部規則に則り令和2年度第50回支部定時総会を開催はしましたが、感染拡大防止の観点から大幅に規模を縮小し、同日開催予定でありました第1回支部研修会（「パワハラ防止措置義務の注意点と実務対応」）は延期としました。

今秋実施予定でありました交流事業も当分の間、延期とします。

今後の当支部の各事業については、国、政府の動向を注視しつつ、県会とも協議し、適切な運営に努めます。また感染対策を徹底し、感染状況等により実施時期等の判断をしていきたいと考えております。

2月7日 第3回支部研修会（いわき産業創造館）出席26名

1. ハローワークシステムの刷新について

講師：ハローワークいわき

庄司 篤明氏

2. 改正派遣法について

講師：福島支部 高橋 勇 会員

3. 社労士業務に係るグループディスカッション



第3回支部研修会風景

3月19日 第6回幹事会（いわき産業創造館）
出席幹事7名 顧問2名

4月24日 令和2年度第50回支部定時総会（グランパークホテルパネックスいわき）
出席12名、委任35名



令和2年度支部定時総会

5月22日 第1回幹事会（貸会議室）
出席幹事7名

6月上旬 支部会報いわき第12号発行

5月～8月

県会主催の雇調金の個別相談会（いわき産業創造館）

相談員8名 相談件数10件

【今後の予定（令和2年9月～）】

12月18日 第1回支部研修会（グランパークホテルパネックスいわき）

「改正健康増進法について」、「安衛法による快適な職場環境の形成について」をテーマとして、講師に労働衛生コンサルタント、産業保健相談医を予定

令和3年

2月 第2回支部研修会

電子申請をテーマに開催予定

支部研修会 開催時期未定

「パワハラ防止措置務の注意点と実務対応」

講師：弁護士 菅波 香織 氏

【通年開催中】

いわき市無料労働・年金相談所 毎月第3火曜日（市役所ふるさと再生課）

（※東日本大震災復興支援事業の一環として実施）

相馬支部

相馬支部では、震災以降、他士業との協力により相馬市で開催する「相馬市無料困りごと相談事業」へ会員から相談員を派遣し、原則として毎週木曜日、相馬市役所にて相談を実施しています。相談日は以下のとおりでした。

4月	2日、9日、16日、23日、30日
5月	7日、14日、21日、28日
6月	4日、11日、18日、25日
7月	2日、9日、16日、30日
8月	6日、20日、27日

また、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢を受けて、南相馬市から災害協定に基づく雇用調整助成金等の相談会実施が県会を通じて要請されました。原則として事業主を対象に、市役所内に感染予防策を講じた相談窓口を設置し、午前10時から午後4時まで、当支部会員が相談対応をいたしました。相談日は以下のとおりでした。

5月	12日、15日、19日、22日、26日、29日
6月	2日、9日、16日、23日、30日
7月	7日

今年度の支部総会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、会場における支部会員の集合は避けるべきであるとの判断から、書面による総会を開催しました。

白河支部

【令和2年支部活動の予定】

◆白河支部研修

研修会について、密にならないように通常の3倍程度の大きさの会議室を確保し実施いたします。例年研修後に実施していた懇親会は中止いたします。

◇日時 10月22日（木） 14：00～

◇場所 マイタウン白河

◇研修内容

最新の労働関連法改正について、ウィズコロナ時代の労務管理と安全配慮義務、パワハラ防止法制への実務対応

◇講師 田村美登理白河労働基準監督署長

◆労働年金問題無料相談会

同じく密にならないように以前より広めの会議室を確保し、感染防止パーテーションを設置して2回開催する予定です。12月の相談会後に実施していた忘年会も中止とします。

◇日時 11月15日（日） 12月13日（日）

（両日とも10時から16時）

◇場所 白河市立図書館

※昨年、白河支部として初めて実施し好評だった企業向けセミナーは、多数の方が集まることから新型コロナウイルスによる感染を考慮し、中止します。

会 員 異 動 状 況

(R 2. 8. 25現在)

1. 入 会 者

氏 名	事務所名又は勤務先	事務所又は勤務先所在地	電話番号 FAX番号	支 区 部 分	入会月日
源 間 透 雄	社会保険労務士法人みどり人 事サポート	郡山市緑町16-1	024-927-1430 024-927-1438	郡 山 務 勤 務	2. 4. 1
清 野 修				福 島 勤 務	2. 4. 1
鈴 木 智 明				福 島 勤 務	2. 4. 15
竹 井 亜 矢 子				会 津 そ の 他	2. 9. 1

2. 退 会 者

氏 名	事務所名又は勤務先	事務所又は勤務先所在地	区 分	退会月日
堀 川 弘	堀川社会保険労務事務所	福島市春日町17-33	開 業	2. 3. 31
鈴 木 正 美	鈴木行政労務事務所	郡山市桑野 5-13-4 コーポ井上505	開 業	2. 3. 31
田母神 稔	田母神社会保険労務士事務所	郡山市阿久津町字ハノキ170-3	開 業	2. 3. 31
矢 吹 志 穂	矢吹志穂社会保険労務士事務所	郡山市芳賀 2丁目21-7	開 業	2. 3. 31 宮城会へ
村 山 浩 之			そ の 他	2. 3. 31
小 野 好 郎	磐城造林(株)	いわき市勿来町関田宮前36	勤 務	2. 3. 31
山 岸 安 博	山岸安博社会保険労務士事務所	相馬郡飯館村白石字町50	開 業	2. 3. 31
北 目 幹 雄	北目労務管理事務所	福島市宮下町15-1 渡辺計算センター内	開 業	2. 6. 3
古 川 仁 一	古川社会保険労務士事務所	郡山市安積町長久保 1-10-21	開 業	2. 6. 13
栗 城 泰 造	(協) 会津社会労働保険協会	会津若松市天寧寺町 7-31	勤 務	2. 8. 10

3. 異 動 ・ 変 更 等

※開業・社員・勤務会員の住所変更は除く

氏 名	変 更 事 項	変 更 内 容	変更月日
中 島 真由美	事務所電話番号	TEL 024-573-7009	2. 2. 1
但 野 紗矢香	区分変更(勤務→その他)		2. 3. 1
菅 野 峻 太	区分変更(その他→開業)	フェアリア社会保険労務士事務所 福島市三河南町 1-20 コラッセふくしま 6 F TEL 050-5364-4073	2. 3. 15
大 塚 成 一	区分変更(その他→開業)	大成社会保険労務士事務所 会津若松市河東町郡山字二本杉 3 TEL / FAX 0242-75-4428	2. 4. 1

氏名	変更事項	変更内容	変更月日
佐藤 龍樹	区分変更(勤務→開業)	社会保険労務士たつき事務所 福島市瀬上町字桜町2-4-4 TEL 090-6683-4648	2.4.1
大河原 正	区分変更(勤務→その他)		2.4.1
佐久間 眞智子	事務所電話番号	TEL 080-3190-0620	2.4.1
小堀 健太	勤務先	小堀コンサルタント事務所 喜多方市塩川町大田木字塚田3402 TEL 0241-27-8423	2.4.1
柴田 光子	事務所所在地・電話番号・FAX番号	須賀川市北山寺町236 TEL 0248-94-8581 FAX 0248-94-8582	2.4.1
古俣 成子	勤務先名称	(株)アルプスビジネスクリエーション	2.4.1
新妻 正樹	付記	特定社会保険労務士	2.4.1
佐藤 知恵子	事務所電話番号・FAX番号	TEL 024-974-2018 FAX 024-974-2019	2.4.2
奥 瀬 円	事務所所在地	いわき市小名浜南富岡中前5-3	2.4.6
社会保険労務士 法人HRM 総合事務所	事務所所在地	いわき市小名浜南富岡中前5-3	2.4.6
庄司 義信	区分変更(その他→開業)	庄司社会保険労務士事務所 喜多方市松山町鳥見山字下堰下4712-3 TEL / FAX 0241-20-4968	2.4.7
赤坂 利彦	事務所所在地・電話番号	須賀川市岡東町158 TEL 0248-94-6507	2.4.13
長岡 聡	事務所所在地・電話番号	須賀川市岡東町158 TEL 0248-94-6507	2.4.13
社会保険労務士 法人トラスト	事務所所在地・電話番号	須賀川市岡東町158 TEL 0248-94-6507	2.4.13
草野 涉	付記	特定社会保険労務士	2.4.15
板橋 奎一郎	区分変更(その他→開業)	板橋奎一郎社会保険労務士事務所 大沼郡会津美里町新屋敷字大久根甲1195 TEL 0242-78-2146	2.8.1

4. 会員の現況

	福島	郡山	会津	いわき	相馬	白河	合計
開業 (法人社員含む)	71	98	37	54	16	10	286
勤務等	15	7	6	10	1	3	48
計	86	44	43	64	17	13	334
法人	4	9	0	3	2	1	19

訃 報

令和2年6月3日 逝去 福島支部 北目 幹雄 会員

平成30年1月1日登録、入会

謹んでご冥福をお祈り申し上げます

編 集 後 記

まだまだ暑い日が続きますが皆さんはいかがお過ごしでしょうか。

このコロナ禍による、今までに体験したことのない生活感覚。

「距離感に対する配慮」が凄く重要で、求められているし、自分もどこか求めているような気がします。去年の夏はこんな事、考えもしませんでした。

早くノーマルな生活に戻ることを切に願うアブノーマルな私です。 (S. E)

最近のマスクはカラフルでファッション性の高いものも多く見かけます。

昔は、マスクを着用しているだけで病人扱いされ、周りから白い目で見られていたものですが、今や“新生活様式”として、マスクを着用していない方が、周りから白い目で見られるようになりました。

さておき、鳴物入りで登場したアベノマスクでしたが、その評価（票果）は？ (H. S)

コロナ、マスク、暑さ、熱中症、早く喉元過ぎてくれ…無事これ名馬、健康第一。

皆さんご自愛ください。 (Y. O)

今年の夏、クワガタ虫を飼いました。クワガタ虫を飼うのは小学生のとき以来数十年ぶりですが、世話をしながらとても懐かしい気持ちになりました。家の中での楽しい過ごしかたを見つにつ、気力と体力を充実させて仕事に臨みたいと思います。 (A. M)

朝晩もようやく涼しくなり過ごしやすくなってまいりました。秋といえば、読書、スポーツ、食欲など言われますが皆さまはどの秋をお楽しみでしょうか？私はといえばやはり食欲の秋を堪能しております。秋は実りの秋と言われるほど作物が豊富にとれますがその中でも梨を楽しんでおります。昨今はなかなか外に出ることのできない時世ですが、それぞれの秋をご堪能ください。 (S. M)

コロナに翻弄され、夏祭りや花火大会も中止となり、子供たちの大会もしかり、とんだ夏になってしまいました。

最後の大会に懸けてがんばってきた彼らの気持ちを思うと何ともやるせないです。一日も早く日常が取り戻せるよう願って止みません。こんな時こそ、前向きに楽観主義で参りたいものですね。 (M. Y)

陽光社は
未来につながる
エコ活動に
取り組んでいます



New Qualityの世界へ

陽光社印刷株式会社

本社／福島市南矢野目字萩ノ目裏1-1
TEL024-553-4600
FAX024-554-4420
郡山連絡所／TEL・FAX024-984-3254

E-mail info@yokosha.co.jp <http://www.yokosha.co.jp>

エコアクション21 福島県認証第1号

陽光社公式SNS
QRコード▶



10190130(08)



エコアクション21
環境省
認証番号0000015

会報 社労士ふくしま No.114

令和2年9月15日発行

発行所 福島県社会保険労務士会

〒960-8252

福島市御山字三本松19-3

TEL 024-535-4430

FAX 024-534-5432

発行責任者 会長 宍戸 宏行

編集 広報委員会

印刷所 陽光社印刷株式会社



週刊 労働新聞+電子版

人事・賃金・労務の総合情報紙

創刊70年、労働諸法規の実務解説はもちろん、労働行政労使の最新の動向を迅速に報道します。さらに電子版にてバックナンバーの閲覧はもとより、弁護士や専門家によるセミナー動画の配信、毎月の人事労務だよりのダウンロードサービス、月4回のメールマガジンなど情報満載です。
タブロイド判 16ページ 月4回発行 購読料 税込3,850円/月

◆◆ ご購読 見本紙のお申込 ◆◆ (株)労働新聞社 仙台総局

〒980-0012 仙台市青葉区錦町1丁目2-10-303 TEL 022(222)9289 FAX 022(222)9279

ろうむ in One

各保険手続き・給与計算・事務組合・電子申請まで。
他の追随を許さない、圧倒的コストパフォーマンス!!

無料の体験版をご用意!!
ぜひお試しください!!

「電子申請API」
「マイナンバー」
対応

カンタン一括
電子申請OK!!

Click's Corporation

〒143-0015 東京都大田区大森西 3-31-8 ロジェ田中ビル6F

クリックス

検索

TEL:03-5753-1571

労働調査会の定期刊行情報誌



■労働法令解釈運用の総合実務誌

労働基準広報

年間購読会費 61,600円
(本体 56,000円 + 消費税)

初年度に限り半額にて
定期購読いただけます!

※B5判/60頁/月3回(1日・11日・21日)発行/年6回別冊付録付き



■管理者のための実践情報誌

先見労務管理

年間購読会費 61,600円
(本体 56,000円 + 消費税)

初年度に限り半額にて
定期購読いただけます!

※B5判/68頁/月2回(10日・25日)発行/年6回別冊付録付き



株式会社労働調査会 東北支社

〒980-0801 宮城県仙台市青葉区木町通 1-8-28 三栄木町通ビル

TEL : 022-223-0521 FAX:022-268-6360 URL : <http://www.chosakai.co.jp/>

お知らせ

全国社会保険労務士会連合会 “社会保険労務士向け”・“関与先企業様向け” 「使用者賠償責任保険制度」のご案内

(使用者賠償責任保険+雇用関連賠償責任保険)

●従業員が業務上の事由または通勤途上のケガや病気により労災認定されたことに伴い、使用者が法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償責任を補償します。●労災認定を受けない場合であっても、セクハラ・パワハラ等の侵害行為により発生した精神的苦痛(それに起因する身体の障害を含みます。)または自由・名誉・プライバシーの侵害に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

●お問い合わせ先(提携募集代理店):東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)公務広域法人部

〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1 日本橋グイビルディング8F

・電話番号 フリーダイヤル 0120-015-466 IP電話からは03-3243-7025(受付:平日9時~17時)

・専用サイト <https://www.web-tac.co.jp/sharoushi/>

TAC 使用者賠償責任保険 で 検索

※保険の内容は、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)」のWEBサイトをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。

【事務幹事代理店】有限会社エス・オール・サービス(TEL 03-6225-4873 受付:平日9:30~17:30)

【引受保険会社】東京海上日動火災保険株式会社

2020年1月作成 19-TC06306

社労士が抱える
その問題を
イージアZEROが
解決!

顧問先から直接データを取得して 電子申請をラクラク・スマートに!



WEB明細機能で
ペーパーレスを実現!

年末調整も企業の社員が
直接入力でラクラク♪

社労士側で企業の
業務権限の設定OK!

信頼のクラウドソフト

社労法務クラウド

- ▶ 電子申請だけでなく給与・賞与計算、労働保険年度更新業務などをひとつのマスタで運用
- ▶ イージアZEROで収集した情報をワンクリックで同期可能



電子申請を高速自動化

イージアZERO

- ▶ 個人情報クライアントが直接入力するので時短・便利
- ▶ 申請はすべて自動更新/申請状況をメールでお知らせ
- ▶ 公文書をまとめてダウンロード・さらに自動で名前を付けて保存

広告を見て...とお気軽にご連絡ください!

土・日・祝・当社指定の休業日(年末年始・夏季休業)を除く平日9:30~17:00

✉ spmail@shalf.jp

スマホからも
ご利用いただけます

販売元



NIHON
SHALF

TEL.050-6864-6636

■本社/〒160-0023 東京都新宿区西新宿8-3-30 カーメルII 1F
■商品開発事業部/〒430-7718 静岡県浜松市中区板屋町111-2 浜松アクトタワー18F

URL <https://esiazero.shalf.jp/>

イージアZERO

検索



Shalom

社労士業務支援システムのスタンダード



社会保険・労働保険の
申請手続き



e-Gov API連携
電子申請



勤怠管理 & 給与計算

社労夢は標準報酬月額の特例改訂に対応
【8月末リリース(予定*)】

月額変更届(印刷イメージ)



* 状況によりリリース時期や内容が変更になる場合がございます。

<https://www.mks.jp/shalom/>

eNEN

(いーねん)

旧名称: 年末調整 CuBe クラウド

プロに選ばれる年末調整申告システム

どこでも、かんたん、かくじつに

管理者の主な機能

管理部門は短期間集中型業務であるため、シンプルな使い勝手で、段取りよく作業できることが大切です。



進捗管理が簡単



管理部門に特化した効率化



作業の平準化

申告者の主な機能

申告者は間接業務であるため、「迷わず」、「間違えなく」、「問い合わせをすることなく」申告できることが大切です。



サポート型入力で間違い減速



面倒な計算は不要



どこからでも申告が可能

タブレットやスマートフォンでもご利用可能! 最短2週間で導入できます。

<https://www.mks.jp/enen/>

東京オフィス

※移転のため8月17日からこちらの住所で営業しています。
〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号オークラ プレステージタワー 18F
お問合せはこちら → TEL: 03-6691-4000

MKS 株式会社 エムケイシステム

口座振替システムのご案内

社労士報酬専用

報酬口座振替システム

★ご利用料金

項目	ご利用料金 (別途消費税)
基本手数料 (月額)	1 契約 (1 振替日) につき 2,000円
委託手数料	請求 1 件につき 110円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

簡単で使いやすい

インターネットによるデータ入力で臨時報酬にも対応可能です。

報酬額に対する源泉税額・消費税額の自動計算機能を搭載

振替日は8日、22日のどちらかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

顧問先さま向け

口座振替利用先紹介制度

- ご紹介先が口座振替をご利用いただいた場合は、会員さまに2万円の紹介手数料をお支払いいたします。
- ご利用開始3ヵ月目の請求口座数が100口座以上の場合、会員さまにさらに2万円の紹介手数料を追加支払いいたします。

★ご利用料金

請求1回あたり	ご利用料金 (別途消費税)
100口座未満の場合	7,500円 + 35円 × 請求口座数
100口座以上の場合	110円 × 請求口座数

このような業種の皆さまによくご利用いただいています！



ご利用例

請求口座数	ご利用料金	1口座あたり (別途消費税)
30	8,550円	285円
50	9,250円	185円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

資料のご請求は
スマホでもOK!



振替日は8日、22日、27日のいずれかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

※ご契約にあたって日本システム収納による所定の審査があります。

「利用のお申込み」「資料の閲覧・ご請求」「ご利用料金試算」は、日本システム収納 (NSS) のホームページから簡単にできます。

日本システム収納 社労士

検索

【報酬制度・紹介制度】

Wダブルキャンペーン!

実施期間

2020年4月
～2021年3月

※キャンペーン詳細は、「月刊社労士 2020/4月号」広告をご覧ください

〔制度運営者〕 **全国社会保険労務士会連合会共済会**

《フリーダイヤル》(平日 9:00～17:00)

お問合せ先
〔委託先会社〕

大同生命グループ
NSS 日本システム収納株式会社



0120-700-676

資料請求は、このページをコピーし必要事項をご記入のうえ、FAX送信してください。

年 月 日

日本システム収納株式会社 行 (FAX 03-3667-8323 または 06-6385-9080)

事務所名 (担当者名)	(担当者:)
住所	〒 - -
	TEL: - -
※必要な資料に○印をつけてください	
社労士報酬専用資料 ・ 顧問先さま向け資料	

【個人情報の取扱いについて】こちらにご記入いただきました個人情報等は資料の送付、ご検討状況の確認等に限り利用させていただきます。なお、今後、個人情報等に変更が生じた場合にも、準じて取り扱います。

年金や、職場での困りごとでお悩みの労働者、事業主の方へ

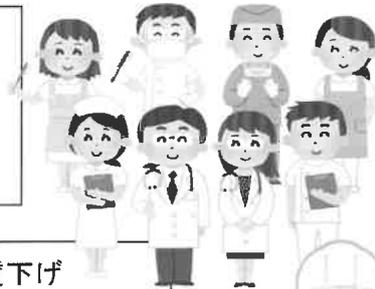
相談は無料です

社会保険労務士へご相談ください

～こんなお悩み・トラブルをかかえていませんか？～

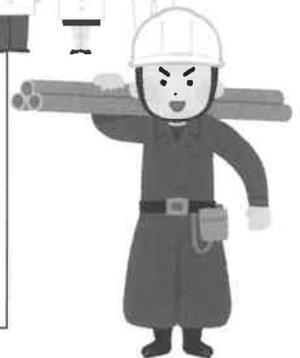
年金

- ◆請求の手続きがわからない。
(老齢年金・遺族年金・障害年金)
- ◆将来どのくらい年金がもらえるのか知りたい。
- ◆年金の加入記録を知りたい。



労働

- ◆解雇・残業代不払い・賃下げ
- ◆メンタル不全(うつ等)
- ◆雇止め・労働者派遣
- ◆セクハラ・パワハラ等のハラスメント
- ◆労働災害・通勤災害
- ◆医療機関や建設業など事業所における労務管理や職場環境の改善



社会保険労務士が解決のお手伝いをいたします！

相談日

日時：毎週水曜日 13:00～17:00

場所：福島県社会保険労務士会

- ・予約優先制(事前に下記あて電話・FAXまたはホームページ上で申込をしてください)
- ・面談、電話によりご相談をお受けします。

相談無料・秘密厳守 お気軽にご相談ください!!

福島県社労士会総合相談所

申込先

【電話】024-526-2270(9:00～17:00土日祝日を除く) 【FAX】024-534-5432(24時間受付)
【ホームページ】<http://fukushima-sr.jp>

検索 福島県社会保険労務士会 でクリック 

併設

社労士会労働紛争
解決センター福島

個人の労働者と事業主との間の労働関係紛争を「あっせん」という手続きにより、簡易・迅速・公平・低廉に解決(和解の仲介)をします。

*法務大臣認証第49号 *厚生労働大臣指定第15号

日時：月曜日～金曜日

9:30～17:00

【受付・お問合せ先】

TEL:024-535-4430



福島県社会保険労務士会

〒960-8252 福島市御山字三本松 19-3 第2信夫プラザ2F

TEL:024-535-4430 FAX:024-534-5432 <http://fukushima-sr.jp>

「街角の年金相談センター福島」のご案内

手続きができます

- 年金の請求手続きをしたい
- 振込口座の変更をしたい
- 親が亡くなった時の手続きをしたい

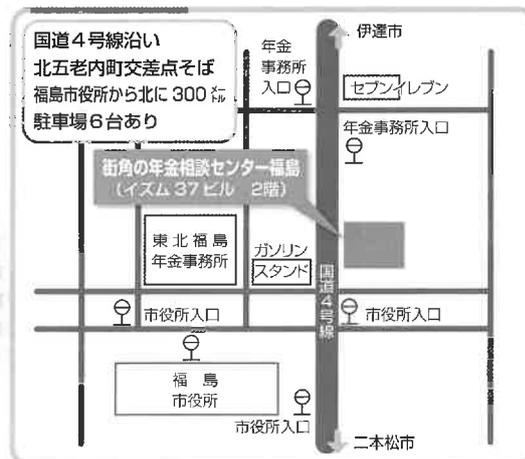
ご相談下さい

- 私は何歳からもらえるの？
- 私はいくらもらえるの？
- 働きながらもらえるの？

●受付時間

平日	土・日・祝日、振替休日、 年末年始(12/29～1/3)を除く	午前8:30～午後5:15
毎週月曜日(休日の場合は翌日)は時間延長		午後5:15～午後7:00

●場 所 〒960-8131 福島県福島市北五老内町7-5 i.s.M37ビル2階



●電 話 024-531-3838 (予約・電話での年金相談は、専用番号へお願いします)

※予約の申し込みは
「予約受付専用電話」
☎0570-05-4890

050で始まる電話でおかけになる場合は
03-6631-7521

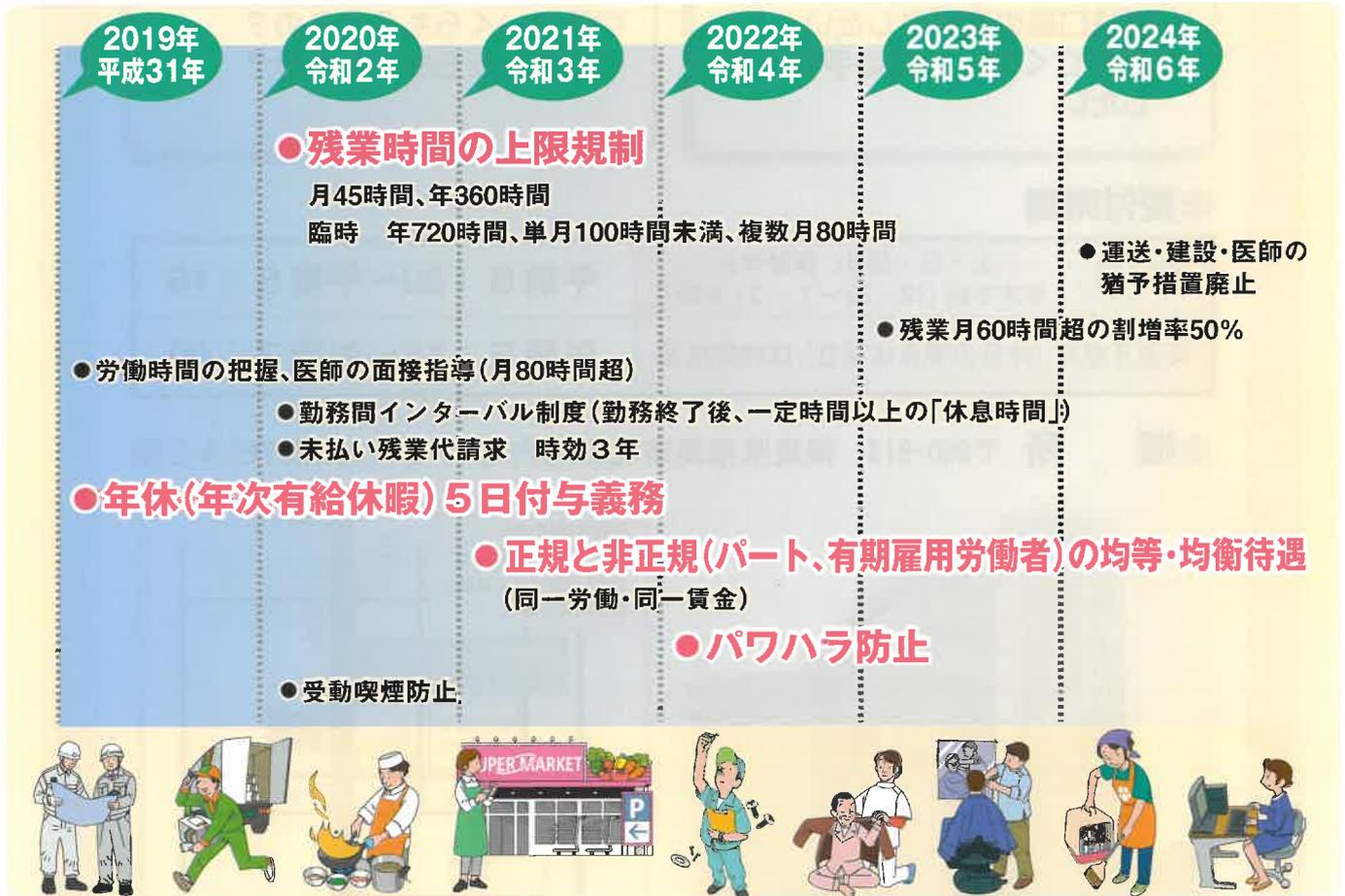
※電話での年金相談は
「ねんきんダイヤル」
☎0570-05-1165

050で始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165

ご予約・お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

中小・小規模事業者の皆さま 働き方改革の取組みを支援します

改正法施行の対応、準備はできていますか



福島働き方改革推進支援センターではこれらの他に就業規則、ハラスメント等労務管理、助成金の活用等専門家の事業所訪問、働き方改革に関する事業所内研修、商工会議所・商工会での出張相談等無料で支援を行っています。

電話、メール、来所相談も受け付けています

福島働き方改革推進支援センター

(福島県社会保険労務士会)

〒960-8252 福島市御山字三本松19-3 [月～金 9:00am～5:00pm 土、日、祝日を除く]

TEL 0120-541-516 FAX 024-533-2380

e-mail fsr-taigukaizen@blue.ocn.ne.jp



厚生労働省福島労働局委託事業